

官報号外

昭和六十一年四月二十五日

○第一百四回 衆議院会議録 第二十四号

昭和六十一年四月二十五日(金曜日)

議事日程 第二十一号
昭和六十一年四月二十五日
正午開議

第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めるの件

第二 生物系特定産業技術研究推進機構法案(内閣提出)

第三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第七 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(内閣提出)

第七 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員安倍晋太郎君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

午後零時四分開議

○議長(坂田道太君) お詫びいたします。本院議員として在職二十五年に達せられました安倍晋太郎君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存ります。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

表彰文を朗読いたします。

議員安倍晋太郎君は衆議院議員に当選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた。よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(坂田道太君) この際、安倍晋太郎君から発言を求められております。これを許します。安倍晋太郎君。

〔安倍晋太郎君登壇〕

○安倍晋太郎君 ただいま永年勤続議員として、院議をもつて表彰の御決議を賜りました。身に余る光榮でござります。

本日の私のこの榮誉は、ひとえに諸先輩、同僚議員各位並びに郷土山口県の皆様の御指導、御支援のたまものであり、ここに心から御礼申し上げます。(拍手)

私が本院に議席を得ました昭和三十三年、我が國は日米安保条約改定交渉に取り組んでおりました。当時の日本は、ようやく戦前の経済水準を復し、先進諸国に追いつくことを目指して前進を

開始したばかりでありましたが、経済的にも政治的にも、その国際的地位はまだ極めて低いものになりました。以来今日まで、我が国は、国民のすぐれた英知とたくましい活力に支えられて、世界に比類なき発展を遂げ、今日、先進諸国に伍して、地球上で最も自由で平和で豊かな国の一となるに至りました。私は、この歴史的大事業を果たされた国民各位に心からの敬意を表しますとともに、その過程に議会人として微力ながらも一役を担い得ましたことを、深い喜びと感慨をもって想起いたすものであります。(拍手)

しかしながら、国民的努力によるこの達成の結果、我が国は、かつてとは全く異なる国際的な立場にその身を置くことになりました。すなわち、今や我が国は、世界の平和と繁栄の受動的な受益者ではなく、その積極的な創造者となることを求められており、この国際社会の要請を果たすことなくして、みずから平和と繁栄を維持することができないなったのであります。これは、我々日本人がかつて経験したことのない課題であり、その意味で、戦後最大の試練であると申して過言ではありません。

立ちはだかる困難は大きく、味わう苦痛もまた少なくないであります。しかし、我々は、次代に美しい日本を引き継いでいくためにも、この試練を克服しなければならないのです。論語に「本立ちて道生す」という言葉がございます。今こそ、議会民主主義の基本に立ち返り、国民の創造力を引き出すべきときではないでしょうか。私は、この偉大な国民の力によってこそ初めて、我が国の未来への道が切り開かれるものと信じます。(拍手)

私は、本日の表彰の感激を胸に秘め、政治を志した日の初心に戻って、ただ粉骨碎身、國勢の伸長に精進する決意であります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

した。

日程第四 道路交通法の一部を改正する法律

案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第四、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長福島譲二君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔福島譲二君登壇〕

○福島譲二君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の主な内容について申し上げます。第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車区間を指定して、従来のペーキングメーターのほか、新たにペーキングチケット発給設備を設置、管理することとし、その区間における駐車の方法等について定めるほか、警察官等は現場に運転者等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該車両に取りつけることができる。警察署長が行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法人に行わせることができる。駐車及び道路の

使用等に関する相談、照会等の事業を行うものと

して、全国及び都道府県センターを指定すること

等の措置を講ずることとしております。

第二に、道路交通法の違反に対する抑止機能を

回復させるため、罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれおおむね二倍に引き上げることとし

ております。

第三に、最近における平均規制速度の引き下げによる刑罰適用者の増加に伴う事務処理の軽減を図るため、毎時二十五キロメートル以上三十キロメートル未満の速度超過を反則行為とする等、反則通告制度の適用範囲を一定の範囲で拡大することとしております。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、同月二十七日小沢國務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十八日交通安全対策特別委員会との連合審査会を開く等慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、時間制限駐車区間の指定に際しての地域環境、交通状況等への配慮及び関係住民等との協議の必要、路外駐車場の利用及び公共空間の活用等による増設対策の推進、指定車両移動保管機関等に対する警察業務の委託のあり方、交通違反取り締まりの重点化と指導活動の強化、反則金の限度額の引き上げと第四次交通安全施設整備五カ年計画における単独分の規模拡大との関係、指定自動車教習所における交通安全教育の充実、道路交通法の抜本的改正の必要等、広範化にわたる論議が行われました。

四月二十二日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、九項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第二に、道路交通法の違反に対する抑止機能を

回復させるため、罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれおおむね二倍に引き上げることとし

ております。

第三に、最近における平均規制速度の引き下げによる刑罰適用者の増加に伴う事務処理の軽減を図るため、毎時二十五キロメートル以上三十キロメートル未満の速度超過を反則行為とする等、反則通告制度の適用範囲を一定の範囲で拡大することとしております。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、同月二十七日小沢國務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十八日交通安全対策特別委員会との連合審査会を開く等慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、時間制限駐車区間の指定に際しての地域環境、交通状況等への配慮及び関係住民等との協議の必要、路外駐車場の利用及び公共空間の活用等による増設対策の推進、指定車両移動保管機関等に対する警察業務の委託のあり方、交通違反取り締まりの重点化と指導活動の強化、反則金の限度額の引き上げと第四次交通安全施設整備五カ年計画における単独分の規模拡大との関係、指定自動車教習所における交通安全教育の充実、道路交通法の抜本的改正の必要等、広範化にわたる論議が行われました。

四月二十二日質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、九項目にわたる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、去る三月十八日当委員会に付託され、

四月十六日佐藤郵政大臣から提案理由の説明を聴

取し、翌十七日質疑に入り、二十三日質疑を終

了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり

可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第五 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第五、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長宮崎茂一君。

○宮崎茂一君登壇

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔宮崎茂一君登壇〕

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第二に、道路交通法の違反に対する抑止機能を

回復させるため、罰金の額及び反則金の限度額を、

それぞれおおむね二倍に引き上げることとし

てあります。

第三に、最近における平均規制速度の引き下げ

による刑罰適用者の増加に伴う事務処理の軽減を

図るため、毎時二十五キロメートル以上三十キロ

メートル未満の速度超過を反則行為とする等、反

則通告制度の適用範囲を一定の範囲で拡大するこ

ととしております。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、同

月二十七日小沢國務大臣から提案理由の説明を聴

取し、四月十八日交通安全対策特別委員会との連

合審査会を開く等慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、時間制限駐車区間の指定

に際しての地域環境、交通状況等への配慮及び関

係住民等との協議の必要、路外駐車場の利用及び

公共空間の活用等による増設対策の推進、指定車

両移動保管機関等に対する警察業務の委託のあり

方、交通違反取り締まりの重点化と指導活動の強

化、反則金の限度額の引き上げと第四次交通安全

施設整備五カ年計画における単独分の規模拡大と

の関係、指定自動車教習所における交通安全教育

の充実、道路交通法の抜本的改正の必要等、広範

化に對処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせることができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせることができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせることができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

等について定めるほか、警察官等は現場に運転者

等がない違法駐車両の所有者等に対して、当該

車両を移動させるべき旨を告知する標章を当該

車両に取りつけることができる。警察署長が

行う違法駐車両の移動保管に係る事務を指定法

人に行わせことができること、駐車及び道路の

第一に、最近の都市部における駐車問題の深刻

化に対処するため、公安委員会は、時間制限駐車

区間を指定して、従来のペーキングメーターのほ

か、新たにペーキングチケット発給設備を設置、

管理することとし、その区間における駐車の方法

昭和六十二年四月二十五日 衆議院会議録第二十四号
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案外一案の一部を改正する法律案についての小沢自治大臣の趣旨説明

厚生省設置法の一部を改正する法律案 地方自治法

まず、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、さきの第二回国会において成立した
しました著作権法の一部を改正する法律により、
プログラムの著作物に係る登録については、別に
法律で定めるところによると規定されたのを受け
て、プログラムの著作物の特性に応じ、その登録
の手続及び登録機関等について著作権法の特例を
定めようとするものであります。

○議長 坂田道太君 日程第八、厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) 一部を改正する法律案を議題といたします。 委員長の報告を求めます。内閣委員長志賀節君。

したが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、四月二十四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の小川仁一君及び日本共产党・革新共同の三浦久君から、それぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもつて原案

律案 地方自治法 七二六

まず、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、さきの第二回国会において成立いたしました著作権法の一部を改正する法律により、プログラムの著作物に係る登録については、別に法律で定めるとところによると規定されたのを受け、プログラムの著作物の特性に応じ、その登録の手続及び登録機関等について著作権法の特例を定めようとするものであります。

○議長(坂田道太君) 日程第八、厚生省設置法
　　律案(内閣提出)

一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長志賀繁君。

かくて、四月二十四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の小川仁一君及び日本共产党・革新共同の三浦久君から、それぞれ反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告とさせていただきます。(拍手)

第一に、機関委任事務につきまして、議会の検閲・検査権及び監査請求権を認めるとともに、これを監査委員の監査の対象とすることとしております。

また、職務執行命令訴訟制度の見直しにつきましては、知事の機関委任事務の処理につき法令等の違反あるいは怠慢があり、著しく公益を害するます。

本案は、データベース及び有線アレビジョン放送等有線系ニユーメディアの急速な開発、普及に対応するため、データベースについて、著作権法により保護される著作物であることを明確にするとともに、有線系ニユーメディアについては、有線による送信に関する規定の整備及び有線放送事業者に対する著作隣接権の創設等を行おうとするものであります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案及び同案
告書
〔本号末尾に掲載〕

○議長（坂田道太君） 起立多數。よつて、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

て代行することができる」とし、知事の方から内閣総理大臣への不服の申し出を経て、主務大臣の命令の取り消しを求める訴えを起こすことができる」とする等所要の改正を行うとともに、地方公共団体の長の罷免の制度を廃止することとしております。

本委員会におきましては、四月十八日海部文部大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取し、後、両法律案を一括して審査に付し、質疑に入り、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、去る二十三日質疑を終了し、採決を行つた結果、両法律案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されまし
た。

○志賀節君 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を報告させさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（坂田道太君）　この際、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣小沢一郎君。

〔國務大臣小沢一郎君登壇〕

○國務大臣（小沢一郎君）　地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げま

す。

二つ去るまでは、地方創生会議の答申にござり

第三に、監査委員の職務権限を拡大して、事務監査、公の施設の管理の受託者に対する監査ができるようになるとともに、地方公共団体の職員であつた者を監査委員として選任することについて一定の制限を設ける等監査委員制度を整備する」ととしております。

○議長(坂田道太君) 両案を一括して採決いたしました。

本案は、三月十四日本委員会に付託され、四月十六日今井厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、慎重に審査を行いました。

制度を見直すとともに、機関委任事務に係る議論及び監査委員の関与を拡充し、監査委員制度について監査委員の職務権限の拡大等その整備を図り、議会制度について議会運営委員会の設置等につき所要の措置を講ずるほか、地方公共団体の公有地について信託制度を導入する等により、地方

なお、これらの改正のほか、地方自治法の別表の規定を改正する等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 起立多數。よつて、両案と賛成者起立

計画にかかるる諸問題、国立病院特別会計制度の見直し等、広範多岐にわたる質疑応答が行われま

公共団体の組織及び運営の合理化を図ろうとするものであります。

なお、これらの改正のほか、地方自治法の別表の規定を改正する等所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

官報 (号外)

地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○謹長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑して質疑の通告があります。順次これを許します。五十嵐広三君。

【五十嵐広三君登壇】

○五十嵐広三君 日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま上程された地方自治法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係各大臣に御質問申し上げたいと思います。

現行地方自治法は、新憲法と施行日とともに発効する唯一の法律で、我が國の戦後民主主義の基盤をなしてきたものであり、私どもはその重要性を忘れてはならないのであります。しかるに、このたびの自治法一部改正案による機関委任事務の職務執行命令訴訟制度の見直しは、その最も大切な地方自治の基本ルールを崩そうとするものであります。本改正案の裁判抜き代執行に反対し、先日全く自発的に、五百人を超える公法学者などの学者、研究者が、憲法理念に反するとして要望書に連署し、政府に提出したのも、この制度見直しが地方自治を後退させるものであることを強く懸念したためほかなりません。

機関委任事務というのは、まことに疑問の多い制度であります。地方自治法の規定を全部ひっくり返しましても、機関委任事務という文字は出てこないのであります。先日も、内閣法制局のある幹部のお方がお書きになつた論文の中で「現行法制上、國の機関とする規定もなく、任命行為もないのに、単に事務を処理する権能が法律等により与えられただけで國の機関になるということは、およそ考へられないことである。都道府県知事が任命制であった戦前の地方制度をそのまま引き継いで制度をつくしたことによる、一種の錯覚ではないだらうか」と述べてゐるのです。(拍手) 今日は、單に地方団体関係者や学者だけでなく、この方のように広く中央官僚の中にも、機関委任事務への否定的な意見が多いのであります。

そこで、自治大臣にまずお聞きいたしますが、機関委任事務といふのは一体何なんですか。その根拠は一体どこから來てゐるのですか。正確には何件あるのですか。あるいは、地方の事務総体のうち、どれほどの割合を機関委任事務が占めているのか、お調べになつたことがござりますか。このわけのわからない機関委任事務なるものは、法律、政令などで一方的に事務を押し付けて、上級行政庁として知事、市町村長らを命令、指揮監督しながら、財源の付与は不十分で、常に超過負担、別に任命されたわけでもなく、もちろん給与の支給もない。しかも、知事や市町村長たちが、めったにないことですが、例えば人権擁護上、政府と意見の対立をして協力できない事務が生じますと、怠つたとして、代執行と罷免の制度まで用意されているのです。

このたびの改正案の中心は、この職務執行命令制度が、これまで二度の裁判を経た上でなければ代執行できなかつたものを、今度は、裁判に時間がかかるというので、司法の判断抜きにして、行政だけの判断で実施するように改めようとするものであります。現行代執行制度は、生まれてから四十年近くたっているのであります。この間、実際に代執行が発動されることになりまして、それに対する裁判の判決が出されたのはただ一度、昭和三十五年のいわゆる砂川事件の最高裁判決があるのみであります。このときの判決は、現行制度の趣旨を明快に説いてゐるのであります。

すなわち、機関委任事務の関係における地方公共団体の長に対する國の指揮監督を、役所内部の上意下達のように行なうのは、地方自治体の本来の自主独立性を害するものであり、憲法で定めた地方法の本旨にもとどるおそれがある。そこで、知事や市町村長の本来の地位の自主独立性を尊重するということと、一方、國側の委任事務を処理するための指揮監督の実効性を確保することとの間に

訴訟の制度を採用したものだ、およそこのようないかねてから、有事法制の研究を手がけて、有事に際して自衛隊の円滑な行動などを確保する上で立って、國の指揮命令が適法であるかどうかを判断し、適法と認めたときに初めて代執行権が行使できるようにして、その調和を図つたものであります。例えれば、部隊移動のためには、自治大臣、以上の判決の趣旨に照らしても、司法の関与を抜き取る今回の代執行制度見直しは、肝心の地方自治との調和を欠き、憲法の趣旨にも背くことであらうと思うのですが、いかがですか。(拍手)

このたびの改正案で、地方自治体の長の罷免制度が廃止され、機関委任事務への地方議会及び監査委員の関与を認めようとすることにつきましては、これはむしろ遅きに失したとはいえ、評価をいたしたいと思います。もともと住民から公選された長が、中央政府から罷免されることがあります。などといふことは、國民にとっては信じがたい、驚くべきことなのであります。また、機関委任事務への議会の関与や監査委員の監査にいたしましても、今日、各地方自治体は事実上、何の差別もなく取り扱つてゐるのが実態であります。いずれこの改正の部分は当然のことであらうと思ひます。

この改正案では、「他の方法では正を圖ることが困難で、それを放棄することにより著しく公益を害することが明らかである場合」に代執行するのだとされてゐるのですが、どうもその内容が全くわからない。行革審の答申では、「万が一、生じた場合」などと述べてゐるのですが、自治大臣、ぜひ発動する場合を具体的に、例えばこの事務のこういう場合などと、國民にわかりやすくこれを示してほしいと思うのであります。三宅島のNLP、すなわち米軍艦載機の夜間発着訓練飛行場の建設問題では、村長や村議会は強固にこれに反対し、在島有権者の八五%が反対の署名をしていました。三宅島の場合は、主婦を中心とした生活実感に基づく市民運動であり、三宅島の場合は、島民の生活をかけた、まさに全島ぐるみの住民運動であります。いずれも自分たちの住む地域

別な次元のものなのであります。防衛厅長官、逗子、三宅島問題について、従来の方針にこだわることなく、彈力的に、柔軟な発想で対応する考えはありませんか。あるいは、あくまで自治体の長や住民が同意しないなら、住民の意思をけ散らしても國の意思を強行すると考へておられるのか。また、自治大臣はどのような思いでこれをごらんになっておられるのか、それをお答えいただきたいのであります。これに関連して、さきに小沢自治大臣のリコール制度見直し発言が波紋を呼んでおりますので、この際、その点も真意を明らかにしていただきたいと思います。

今日、都道府県の総事務量の実に八割、市町村の約五割は、國からの機関委任事務と言われてゐるのであります。この膨大な機関委任事務には、さきに述べた各省庁の指揮命令によつて必ず中央政府の不要な干渉が存在している。このために、自治の侵害はもとより、国と地方の往復事務は煩雑をきわめて、二重行政や二重監督の弊害は枚挙にいとまありません。行政効率の上から見ても、最も不合理かつ有害な存在であり、地方団体や地方制度調査会などが言うように、自治分権の視座に立つて、その廃止を目指して抜本的改革を行ふことこそが、眞の行政改革の本命と申すべき思ひますが、總理並びに自治大臣の御見解をいたしたいと思うのであります。

さて、總理、あなたは、今国会に安全保障會議設置法案を提出し、内閣の権限を集中強化しようとしています。さらに、政府・与党の首脳会議の方針によれば、國家秘密法案を再び今国会に提出する動きがあるようであります。そしてまた、この機関委任事務の裁判抜き代執行制度による中央権力の地方への貫徹が提案された。これら一連の措置は、まさに危機管理体制の確立であつて、そのための権限の一点集中と、これを阻害するもの

を排除するためのものであり、民主主義体制に逆行する中曾根政治の本質を示していると思うが、総理、いかがですか。また、国家秘密法案は再提出すべきだと思いますが、与党総裁の立場も含めて、提出の意思があるのかどうかもお伺いしたいと思います。

今回の改正案に突然入ってきたものに、選挙管理委員の罷免制度があります。行革審の答申にはない、地方制度調査会の答申にも出てこない、しかし、にわかに思い出したように、議会による選挙管理委員の罷免制度が提出されてまいりました。世間では、タイミングから見て、一部地方選管が協力しない場合に備えたもので、どうも定数は正なし選挙の布石ではないかというような声もありますが、いかがですか。

最後に、最近の異常な円高対策など重要問題が山積する折から、まさかダブル選挙など行う余地もないというふうに思いますが、この際、総理の決意を伺つて、私の質問を終えたいと思う次第であります。どうもありがとうございます。(拍手)

【内閣総理大臣中曾根康弘君登壇】

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 五十嵐議員の御質問にお答えいたします。

まず、代行制度と地方自治の関係でございますが、今回の代行制度の改革については、その発動を著しく公益を害することが明らかである場合に限るとともに、知事の不服の申し出を含む慎重な手続を経て、最終的には執行の停止をも含めて裁判所の公正な判断を仰ぐようにしてあるわけであります。同時に、罷免制度の廃止、機関委任事務に係る議会・監査委員の権限の拡充等、今回の改正は、地方自治の立場を十分配慮した改正案なのであります。

機関委任事務の改革につきましては、国、地方を通ずる行政の簡素効率化及び地方自治の尊重の観点に立って、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体で処理する方向で、国と地方の機能分担の見直しを推進することは、行政

改革の重要な課題となっております。このような観点から、今国会に法案を提出いたしましたが、さらに今後とも、機関委任事務の整理合理化の推進に努力する考であります。

安全保障会議の設置は、行革審答申を踏まえまして、国防会議の任務をそのまま引き継ぐほか、重大緊急事態に迅速適切に対処し、事態がさらにも悪化するのを未然に防止することにより、国及び国民の安全を確保しようとするものであります。これは民主主義体制に逆行するものではありません。

代執行制度の改正の意図でございますが、今回の職務執行命令訴訟制度の改革は、現実に制度として事実上動いていないとか、公選された知事を内閣総理大臣が罷免するのはおかしいとか、そういう批判に制度論として応じたものなのであります。そして、特定、具体的な事件、事例を念頭に置いていたものではありません。

國家秘密保護法、いわゆる国家秘密法、スペイン防止法は、日本の現在のようなスペイン天国の状態を放置しておいてはよくない、外国並みに国家の秘密も保護すべきである、そういう考えに立て、自民党において、この種の立法が必要であるという立場から、現在、種々の調整を行い、国民の皆様方の御意見も広く今聴取しておるところであります。そして、慎重に検討しておるところであります。

次に、選挙管理委員の問題であります。現在、監査委員の服務及び罷免の規定を整備する回、監査委員の服務及び罷免の規定を整備する」といふ意味で、選挙管理委員についても規定を同様に強く念願しております。現在、解散は考えておりません。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

○國務大臣(小沢一郎君) 五十嵐先生にお答えいたします。

まず、機関委任事務の問題でござりますが、機関委任事務は、法律またはこれに基づく政令によりまして、知事、市町村長等地方公共団体の執行機関に委任された國の事務でございまして、その件数は、地方自治法別表第三及び第四に掲げられているものといたしましては、五百八件でござります。

次に、代執行と地方自治との問題でござりますが、總理からも詳しく述べありましたが、今回の改革と地方自治との関係につきましては、今回の代行制度の改革につきましては、昭和三十五年六月十七日の最高裁判所判決にも留意をした上、地方公共団体の意見を十分尊重しつつ、慎重かつ適切に機能し得る制度といたしまして、地方制度調査会の答申も踏まえ、今回の改革を行うこととしたところであります。憲法の趣旨に反するとは考えておりません。

それから、発動の要件でございますが、著しく公益を害する場合は、代行についてはできるだけこれは慎重にしなければならない、そういう見地から、代行が行われる場合を、社会公共の利益に対する侵害の程度が非常に甚だしい、そういう場合に限定しようとするものであります。その判断につきましては、そのときの具体的事例に即して判断を行う以外にないものと考えております。

それから、三宅島、逗子等の問題でござりますが、國と地方の基本的な関係につきましては、國民福祉の向上という共通の目標に向かって、それ機能と責任を分かつて、相協力する関係としてとらえられるべきものであると思ひます。この観点に立ちまして、國も地方も、相互の立場を尊重しつつ、意見調整を行った上で、当該施策が円滑に行われることが望ましいと私どもは考えております。

これに関連いたしまして、リコールの問題で私

昭和六十二年四月二十五日 衆議院會議録第一四四号

地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する五十嵐広三君の質疑

七八

の幸せを自分たちでつくっていこうということから生まれる運動であって、イデオロギー闘争とは

を排除するためのものであり、民主主義体制に逆行する中曾根政治の本質を示していると思うが、総理、いかがですか。また、国家秘密法案は再提出すべきだと思いますが、与党総裁の立場も含めて、提出の意思があるのかどうかもお伺いしたいと思います。

改革の重要な課題となっております。このような観点から、今国会に法案を提出いたしましたが、さらに今後とも、機関委任事務の整理合理化の推進に努力する考えであります。

安全保障会議の設置は、行革審査申を踏まえまして、国防会議の任務をそのまま引き継ぐほか、重大緊急事態に迅速適切に対処し、事態がさらには

○國務大臣(小沢一郎君) 五十嵐先生にお答えいたします。

まず、機関委任事務の問題でござりますが、機関委任事務は、法律またはこれに基づく政令によりまして、知事、市町村長等地方公共団体の執行機関に委任された国の事務でございまして、その件数は、地方自治法別表第三及び第四に掲げられ

の発言についてございましたけれども、この制度は、住民自治の徹底を図るために設けられた制度でございますが、制度の乱用があつてはならないことは言うまでもないところでありまして、私といたしましては、自治の担い手である住民自身が、制度を正しく理解し、運用していただきを願つておるという意味で申し上げたわけあります。

それから、機関委任事務の整理合理化につきましては、総理からも答弁がございました。従来より地方制度調査会の答申等におきましても、機関委任事務の整理合理化を推進すべき旨指摘されてきたところであります。これまでの措置をもつてもなお不十分である、そのように考えておりままでの、さらに一層これを推進するため、今後ともあらゆる機会をとらえて努力してまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣 加藤総一君 有事法制研究について
〔宮崎角治君登壇〕

お答えいたします。

いわゆる第二分類につきましては、一昨年、五十九年十月の国会に対しまして御報告によりおむね完了した。こう考えております。防衛省といた御審議、また国民世論の動向等を踏まえて対応してまいりたい、こう考えております。

それから、池子と三宅の問題につきまして、柔軟に対処すべきではないか、今後強行するつもりはあるか、こういう御指摘ございましたけれども、この二つとも、日米安保体制の効果的かつ円滑な運用のためにはぜひ必要な施策でございま

ます。

池子につきましては、緑の保全に十分に私たちも注意いたしております。ですから、神奈川県の環境アセスメントの手続を的確に、そして正確に踏んでいるつもりでございます。また、三宅に

つきましたは、私たちとしては、国側の説明をまず聞いていただきたい、その上に御判断いただきたいという気持ちでございまして、現在、地元にいたしましては、自治の担い手である住民自身が、制度を正しく理解し、運用していただきを願つておるという意味で申し上げたわけあります。

それで、機関委任事務の整理合理化につきましては、総理からも答弁がございました。従来より地方制度調査会の答申等におきましても、機関委任事務の整理合理化を推進すべき旨指摘されてきたところであります。これまでの措置をもつてもなお不十分である、そのように考えておりままでの、さらに一層これを推進するため、今後ともあらゆる機会をとらえて努力してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(坂田道太君) 宮崎角治君。

〔宮崎角治君登壇〕

○宮崎角治君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。

地方自治法は、日本国憲法とともに昭和二十二年五月三日に施行され、間もなく四十年を迎えるものであります。

私は、長崎の原爆被爆者の一人として、平和に

ついて身にみて実感しており、中曾根総理の唱えるいわゆる新国家主義というものよりも、地方

自治の健全な発展こそが平和を支え、人権を守

り、民主的国家の礎となり得ると考えるものであ

り、その立場から、以下、若干の質問をするもの

であります。

戦後、新たに地方自治が発足して、今まで我

が国の社会経済情勢は幾多の変化を遂げてまいり

ました。この間、地方自治体は、生活、産業基盤の整備や人口の急激な移動に伴う地域社会の整備

を進め、また、国に先駆けて福祉行政を推進して

まいりました。どの時代においても、国民生活や

経済発展の下支えを行ってきたのが地方自治体で

あります。今後、高齢化、国際化が進行する中

で、一層きめ細かな施策が求められております

つきましては、私たちとしては、国側の説明をまず聞いていただきたい、その上に御判断いただきたいという気持ちでございまして、現在、地元にいたしましては、この問題の解決のためには、地元の御理解、御協力を得つつ、今後ともその実現に努力してまいりたいと考えております。(拍手)

しかししながら、現行の国、地方間の行政、財政を入れているところでございます。いずれにいたしましても、これら問題の解決のためには、地元の御理解、御協力を得つつ、今後ともその実現に努力してまいりたいと考えております。

関係は、従来の画一的構造のままになっており、臨調、地方制度調査会等から数多くの制度の改革

が提言されておりながら、現在に至るまで何ら見

るべき改革は行われておりません。地方自治体が

今後の課題に積極的に取り組み、豊かで活力ある

地域づくりを推進するためには、これまでの国

下請的構造を大胆に転換しなければならないと考

えるものであります。総理は、こうした地方自治

の実態をどう考えておられるのか、現行の地方自

治制度に対する認識並びに評価及び今後の改革の

方途について、まずはお伺いしたいのであります。

さて、今回提出されました地方自治法の一部を

改正する法律案についてであります。

本改正案は、機関委任事務について、議会が検

閲し検査し、また、監査委員が監査することがで

きるよう、制度の改正をすることとしております。

この点については、私たちは、機関委任事務

の大半が住民生活に密着した事務であるにもかか

わらず、地方議会等の関与ができないことは、地

方自治の原理から見ても不合理であるとして、か

ねてその改革を主張してきたところであり、今回

の改正は当然で、むしろ遅きに失した感さえあり

ます。しかしながら、本改正案の最大の問題は、

地方自治の原理から見ても不合理であるとして、か

ねてその改革を主張してきたところであり、今回

の改正は当然で、むしろ遅きに失した感さえあり

せいただきたいのであります。(拍手)

次に、機関委任事務の整理についてお伺いいた

します。

私たちには、これまで、機関委任事務についてはその廃止を強く要求してまいりました。これはまた、臨調、行革審や地方制度調査会でもその整理の必要性が強調されてきましたが、これまでの改革を見ると、既に役割を終えたもの、事実上効力を失ったものなどについて法文の整理をしたというにすぎません。肉を切り、骨に達するという本来の行革にはほど遠く、肝心なものには全く手をつけていないと言つても過言ではありません。にもかかわらず、今回、さきの職務執行命令訴訟制度の改正を行なうことは、本末転倒と言わざるを得ないのであります。

総理は、一昨年九月、地方自治体に対する補助率の引き下げの見返りとして、機関委任事務の整理等を指示されたのであります。今回提案されたその整理法案は、わずか十項目の廃止と三十三項目の団体委任事務化を行うにすぎないのであります。総理は、これをもつて見返りであるとするのでしょうか。また、私たちは、機関委任事務については、思い切った整理を行なうことを強く主張するものであります。この点について、政府の前向きの答弁を求めるものであります。(拍手)さらに、今回の改正案には、選挙管理委員の服務及び罷免の規定が新たに設けられておりますが、過去幾多の地方自治法改正においても取り上げることがなかつたこの問題が、どうして今日突如として、地方制度調査会の審議を経ることもなく浮上したのであります。昨年夏の最高裁判決以来、本院の定数は正に焦眉の急であり、定数は正なき解散は、憲法に違反するにとどまらず、また選舉執行にも支障を生じかねないといふ声を耳にするとき、この改正の企図が那邊にあるのか、強い懸念を持たざるを得ないのであり、その理由を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、地方六団体の国への意見提出権についてお伺いします。

今回の地方自治法の改正に当たって、法令の制定、改廃について地方六団体の国への意見提出権の法制化が予定されていたのであります。今回の方

たっては極めて慎重な配慮をするという立場から、議論に議論を重ねて、最終的に適切に機能し得る制度として答申を取りまとめたと聞いております。

次に、改正理由でございますが、地方制度調査会は、現行の職務執行命令訴訟制度が、現実に制度として動かないとか、公選された知事を政府が罷免するのはおかしいとか、そういうような批判がござりますのを受け入れまして、今回そのようないい處を改めたものであります。政府としても、答申に即した改正が必要と考えております。

次に、機関委任事務の整理の問題でございます。

まず、内閣総理大臣中曾根弘君(登壇) 宮崎議員にお答えをいたします。

「地方自治の本旨」と憲法にも明記してありますように、地方自治は民主政治の基盤であり、内政のかなめであると考えております。最近の人口の高齢化やあるいは安定成長への移行等を迎えて、地域の特性や創意を尊重した地域づくりが重視されている折から、地方公共団体の果たすべき役割はますます重要になってきております。今後とも、地方分権を尊重して、これを推進していくべきだと思います。

次に、職務執行命令訴訟の問題でございますが、御指摘のとおり、さらにこれは整理する必要があると考え、今回は十一省庁四十三法律六十一事項の改正を予定しておりますが、さらに整理合理化をしていくつもりでございます。

選挙管理委員の問題については、今回、監査委員の服務及び罷免の規定を整備することに伴い、選挙管理委員についても規定を整備したにすぎないのではないかと思います。

残余の答弁は自治大臣からいたします。(拍手) ○三浦隆君(登壇) 私は、民社党・国民連合を代表しまして、ただいま議題となっております地方自治法の一部を改正する法律案に對しまして、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。

言うまでもなく、国と地方公共団体との基本的な関係は、国民生活の安定、福祉の向上という共通の目標に向かって、それぞれ機能と責任を分かれ合いつつ、相協力する関係にあります。しかるに、我が国の現状は、一般に三割自治と呼ばれていますように、権限も財源も國に偏重し、地方公共団体は細部に及び國から干渉され、地方自治は名ばかりの存在になつております。このような現状を是正し、憲法が保障する地方自治の本旨に従い、その健全な発展を図ることは、二十一世紀に向けて、我が國に高度福祉社会を創造するために不可欠の課題であります。

この課題を解決するためには、第一に、物質的

との関連で、規定を整備しようということです。それから、地方六団体の意見提出権についてであります。自治省といたしましては、今回の地方制度調査会の答申に沿いまして、地方公共団体の全国的な連合組織の意見提出権を制度化しようとすることに遺憾に思つてあります。今までの改正を行ななかつたのか、明らかにしていただきたいたいのであります。また、この改正に対する今後の見通しをお伺いしたいのであります。

以上、重要な問題に絞つてお伺いいたしました。総理並びに関係大臣の国民及び地方自治体関係者に対する率直な誠意ある答弁を期待いたしますとして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣中曾根弘君(登壇) 宮崎議員にお答えをいたします。

まず、内閣総理大臣中曾根弘君(登壇) 宮崎議員にお答えをいたします。

「地方自治の本旨」と憲法にも明記してありますように、地方自治は民主政治の基盤であり、内政のかなめであると考えております。最近の人口の高齢化やあるいは安定成長への移行等を迎えて、地域の特性や創意を尊重した地域づくりが重視されている折から、地方公共団体の果たすべき役割はますます重要になってきております。今後とも、地方分権を尊重して、これを推進していくべきだと思います。

次に、職務執行命令訴訟の問題でございますが、行革審では、機関委任事務のあり方について、昭和五十八年秋から小委員会において検討されて、昭和五十九年七月に答申が行われたものと承知しております。審議経過については、昨年四月ごろ、機関委任事務制度は正しく活用されるならば有効な制度であるとの認識において小委員会で一致し、その結果、機関委任事務制度に関連する地方議会や監査委員の関与の制度及び職務執行命令訴訟制度の審議が行われ、慎重な検討、審議が行われました上に答申が提出されたものと考えておりま

す。

また、ほかに何ら意図はございません。

それから、地方六団体の意見提出権についてであります。自治省といたしましては、今回の地方

制度調査会の答申に沿いまして、地方公共団体の

全国的な連合組織の意見提出権を制度化しようとすることに遺憾に思つてあります。今までの改正を行ななかつたのか、明らかにしていただきたいたいのであります。また、この改正に対する今後の見通しをお伺いしたいのであります。

以上、重要な問題に絞つてお伺いいたしました。総理並びに関係大臣の国民及び地方自治体関係者に対する率直な誠意ある答弁を期待いたしますとして、私の質問を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 三浦隆君。

〔三浦隆君登壇〕

私は、民社党・国民連合を代表しまして、ただいま議題となっております地方自治法の一部を改正する法律案に對しまして、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。

言うまでもなく、国と地方公共団体との基本的な関係は、国民生活の安定、福祉の向上という共通の目標に向かって、それぞれ機能と責任を分かれ合いつつ、相協力する関係にあります。しかるに、我が国の現状は、一般に三割自治と呼ばれていますように、権限も財源も國に偏重し、地方公共団体は細部に及び國から干渉され、地方自治は名ばかりの存在になつております。このような現状を是正し、憲法が保障する地方自治の本旨に従い、その健全な発展を図ることは、二十一世紀に向けて、我が國に高度福祉社会を創造するために不可欠の課題であります。

この課題を解決するためには、第一に、物質的

には豊かになりつつある今日、経済の量的発展よりも精神面でのみとり、生活の質的充実、物心両面の均衡のとれた地域生活の確立が重要であります。そのため、地方の立場を強化し、地域住民の多様な要求を調整しつつ、これを充足するこ

とが必要であつて、中央集権的発想は、かえつて不合理と非効率を招くものと思ひます。第二は、眞の住民自治を確立するとともに、住民自身の責任において、その地域における公共性にかかる受益と負担の関係を調整していくという原則を確立することが、民主主義を守り育てるために不可欠であります。

地方公共団体が、かかる時代の要請に応じて主体的役割を果たせるようになるためには、国に偏った権限や財源を大幅に地方公共団体に移譲することによって、地方自治の健全な発展を図る必要があります。それは、今日の行政改革の最大の課題の一つと言えましょう。しかし、残念ながら、臨調答申以来今日まで、改革が最もおくれているのは地方分権の推進であり、それは、中央省庁の根強い抵抗により、遅々として進んでおりません。逆に、補助金負担の地方転嫁の例に端的に示されていますように、国の財政政策の失敗を地方にしわ寄せし、地方公共団体の主体性を踏みにじっているのが現状ではありませんか。

総理、あなたは、施政方針演説において、我が國を「たましい文化と福祉の國」とすることを表明し、また、魅力ある地域社会づくりに努められることを約束されました。そのためには、地方分権を促進し、地方自治の健全な発展が不可欠であります。私は、このような観点から、国と地方政府との役割分担を根本的に見直し、国に偏った権限、財源を大幅に地方公共団体に移譲すべきだと考へるものであります。そこで、総理にお尋ねいたします。総理は、地方自治発展のために、今後具体的にどのような措置を講ずる方針であるか、また、総理が行革審の後を受けて今後設置すると表明された機関において、地方分権の推進を主要議題の一つとされるのか否かといふ点について、御見解を求めます。

次は、本法案の主題であります職務執行命令訴訟制度の改正について、順次質問をいたします。その第一は、現行制度を改正するに至った理由

についてであります。

現憲法体制のもとでは、地方公共団体は、国の住民団体として構成され、したがいまして、國の事務についても、住民の公選によって選挙された長に対し委任されているのであって、國の下部行政機関に対して事務を分担させ、上命下服の関係として職務執行命令が認められているわけではありません。現行法では、地方公共団体の長は、國の機関委任事務についても、「自らの判断と責任において、誠実に管理、執行すべきこととされております。そして、首長の自主独立性の尊重と國の機関委任事務の確保との調和を求めるために、職務執行命令を認めつつも、代執行を行ふ前に、いわば中立的第三者機関としての機能を期待して、裁判所の介入を認め、國と地方公共団体との事務処理の相違を調整しているのであります。

このようないくつかの現行制度のどこに不備があり、改正しようとするのか、その理由について総理並びに自治大臣の御見解をお伺いいたします。また、國の裁判抜き代執行制度につきましては、土地収用法や都市計画法などの特別法において既に制度化されしておりますが、これらと今回の改正とはどのようないくつかの現行制度のどこに不備があり、改正しようとするのか、その理由について総理並びに自治大臣の御見解をお伺いいたします。また、國の裁判抜き代執行制度につきましては、土地収用法や都市計画法などの特別法において既に制度化されしておりますが、これらと今回の改正とはどのようないくつかの現行制度のどこに不備があり、改正しようとするのか、その理由について総理並びに自治大臣の御見解をお伺いいたします。

第二は、機関委任事務の大枠整理についてであります。

全国的な行政水準の確保あるいは権利義務等にかかる公平性の確保などの必要性から、國の機関委任事務について、地方公共団体がその事務の遂行を命令に違反して行わない場合、國が裁判抜きで代執行することは、行政の効率化を図る上で妥当な場合もあることと考えます。しかしながら、それは機関委任事務の中でも、あくまで著しく公益を害する場合に限って認められるべきであります。地方自治の建前からかなり厳しい批判が加えられています機関委任事務が、無数に存在して

についてであります。

機関の下部行政組織としてではなく、独立の地域

は、國と地方公共団体の事務にいたずらなあります。

任事務に関する國の決定にどのような効果を持つのかという点について、自治大臣の御見解を求めます。

現憲法体制のもとでは、地方公共団体は、國の住民団体として構成され、したがいまして、國の事務についても、住民の公選によって選挙された長に対し委任されているのであって、國の下部行政機関に対して事務を分担させ、上命下服の関係として職務執行命令が認められているわけではありません。現行法では、地方公共団体の長は、國の機関委任事務についても、「自らの判断と責任において、誠実に管理、執行すべきこととされております。そして、首長の自主独立性の尊重と國の機関委任事務の確保との調和を求めるために、職務執行命令を認めつつも、代執行を行ふ前に、いわば中立的第三者機関としての機能を期待して、裁判所の介入を認め、國と地方公共団体との事務処理の相違を調整しているのであります。

第三は、國が代執行するか否かについて、だれが判断するのかということについてであります。今回の法改正によれば、主務大臣は、知事の処理する國の機関委任事務の管理、執行について、法令、主務大臣の处分に違反または懈怠があり、他の方法でその是正を図ることが困難で、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかである場合に、知事に対する勧告、命令、知事の不履行の事實を確認する内閣告示を経て、知事がいまして、主務大臣に國の代行を認める場合の基準をより明確にするとともに、その判定を第三者機関にゆだねることも検討の対象とすべきではないかと思いますが、総理並びに自治大臣の御見解を求めます。

第五は、機関委任事務の公開の問題についてであります。現在、各自治体においては、情報公開条例が制定され、行政事務の住民への公開が制度化されつつあります。しかし、これらの条例においては、國の機関委任事務にかかる情報の公開化については、十分とは言えません。今回の法改正により、機関委任事務に対する地方議会の検閲・検査権を認める以上、それを実効あらしめるために、は、住民への情報公開をより一層広げ、住民の代表である地方議会の審議の充実を図るべきであると考えます。例えば、公文書の閲覧及び写しの交付を阻むケースとして、「國側との協力關係を著しく害するおそれ」などと抽象的表現であります。

第六は、機関委任事務の大枠整理についてであります。現在、地方公共団体は、地方の行財政改革にかかる国会の審議や行政府の政策決定に意見を反映させる何らの権限もなく、自治省による交渉を経てその成り行きを見守るしかありません。昨年及び今回の國庫補助率カットに顕著に見られたように、地方公共団体に直接かかわる政策決定が、國側の理由により一方的に決定され、地方はいわば当事者能力を否定された格好となつてゐるのです。

私は、このような現状を改め、地方公共団体の声が国政に反映されるようにするため、地方自治法を改正し、一定の要件を備えた地方公共団体の範囲などの程度のものか、国に対する意見具申にとどまるのかどうか、地方議会の決定は機関委

会、検査し、監査委員に対し監査を求めることができる」ととされております。この規定に基づき、地方議会が機関委任事務に及ぼす検査、検査は、その団体の執行機関の権限に属する機関委任事務について、政令で定めるところにより、検査を求めることがあります。

今回の改正により、普通地方公共団体の議会は、その団体の執行機関の権限に属する機関委任事務について、政令で定めるところにより、検査を求めることがあります。

私は、この現状を改め、地方公共団体の声が国政に反映されるようにするため、地方自治法を改正し、一定の要件を備えた地方公共団体の範囲などの程度のものか、国に対する意見具申にとどまるのかどうか、地方議会の決定は機関委

ました。

その他地方自治に影響を及ぼす法令の制定、改廃に関して、内閣は、内閣を経由して国会に意見書を提出することができるものとし、内閣はその意見を尊重して必要な措置を講ずる制度を設ける必要があると考えるものであります。本法改正の土台となつた本年一月の地方制度調査会の答申においても、この趣旨の制度化を求めております。

○議長(坂田道太君) 三浦君、申し合わせの時間が過ぎましたからなるべく簡単に願います。

○三浦隆君(続) そこで、なぜ今回の法改正において、この項目が無視され、制度化されなかつたのか、今後地方団体の国政決定への参加を制度化する方針はあるのかどうかという点について総理にお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣中曾根康弘君登壇】

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 三浦議員にお答えをいたします。

まず、地方自治発展のための措置でございますが、先般申し上げますように、地方自治は、民主政治の基盤であり、内政のかなめであると心得ております。人口の高齢化や安定経済成長への移行、住民の多様なニーズの発生、こういうような新しい時代に即応いたしまして、地方の仕事は地方みずから果たすべきものである、それが効率的である、そういう考えに立つて、中央、地方の事務負担の調整、あるいは地方の権限や財政力の充実、こういう問題についても政府は今後努力してまいりたいと思っております。

次に、ボスト行革審の問題でございますが、行政改革推進審議会が終わりました後の行革体制の推進方策につきましては、今後の検討課題であります。各方面的御意見を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと思いますが、目下は白紙の状態でございます。

職務執行命令訴訟制度改正の理由でございますが、現行の制度が現実に動いていないとか、あるいは、公選で出てきた知事を中央政府が罷免するのには適当でない、そういうような御意見があります。

して、これに従つた、それが提案の一つの理由でもござります。

次に、機関委任事務の整理合理化推進の問題でございますが、機関委任事務の整理合理化については、地方の自主性、自律性強化を図る観点から、不斷に見直しを進める必要があります。今回

の法案もその一環であり、今後ともその推進に努力してまいります。

代行の基準と判断機関の問題でございますが、今回、代行制度を改革して、その発動を著しく公

益を害することが明らかである場合に限定してお

りますが、その判断は、具体的な事例に即して行うべきものであり、これを第三者機関にゆだねるべきことは、その構成メンバーや権限等についていろいろ議論がございまして、地方制度調査会の答申

は、そのような議論を踏まえた上で、今回のよう

なものにおさまったということであると聞いてい

ます。

地方六団体の意見提出権の問題でござります

が、地方公共団体の意見は、従来からいろいろな機会を通じて、御意見を尊重し、検討をしておるところでござります。地方公共団体の意向が国政

に適切に反映されるよう、今後とも努力してまい

ります。

残余の答弁は自治大臣からいたします。(拍手)

【國務大臣小沢一郎君登壇】

○國務大臣(小沢一郎君) 三浦先生にお答えいた

します。

第一は、今回の改正理由でございますが、総理

からも御答弁がございましたけれども、いろいろ

な地方自治の本旨についての慎重な議論の末、地

方制度調査会といつてしましても、制度論としてはこれにこたえるを得ないと判断したものである

と思ひます。政府といたしましても、このような

議論の結果を踏まえまして、今日の急務である機

関委任事務制度の改革の一環として、今般、改正

法案を国会に提出することとした次第であります。

次に、地方自治法の新しい代執行の制度と個別法による代行制度との関係についてでござりますが、今回、代執行につきましては、特定の事務を念頭に置いているものではありませんで、一般法として、制度として定めたものであると思いま

す。これに対しまして、個別法の代行規定は、それぞれの法律の目的に照らしまして特にこれ

を置く必要があると認められる場合に、特定の事務についてその必要に応じた手続で代行できる道を開こうとするものである、そのように解釈いたしております。

それから、第三者機関に判断をゆだねるべきではないかという問題ですが、これも総理から答弁がございました。私どもといたしましては、地方制度調査会の答申に基づき、最終的には裁判所の公正な判断を仰ぐということにする今回の改正案のよう仕組みを御提案いたしました次第であります。

それから、機関委任事務の検査権の効果についてでありますけれども、今回の改正は、機関委任事務につきましても、地方議会の検査権の対象としようとするものであります。この検査権は、当該事務の執行が法令または主務大臣の处分に従つて行われているか否かを検査し、適正ならしめようとするものであります。したがいまして、検査の過程で事務の執行の改善等を国に要望する必要が生じた場合には、地方自治法の第九十九条第二項の意見書の提出等、そういう方法によつて関係行政庁に対し申し出ることになるとするものであります。

出席國務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
文部大臣 海部俊樹君
厚生大臣 今井勇君
農林水産大臣 羽田孜君
通商産業大臣 臨時代理大蔵
國務大臣 佐藤文生君
労働大臣 林道君
自治大臣 平泉涉君
農林水産大臣 佐藤文生君
労働大臣 林道君
自治大臣 小沢一郎君
國務大臣 加藤絢一君
國務大臣 大林勝臣君

出席政府委員

自治省行政局長 大林勝臣君

出席政府委員

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、そ

の旨参議院に通知した。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のた

めの日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求める

の件

昭和六十一年四月二十五日

衆議院会議録第二十四号 朗読を省略した議長の報告

七三四

國防会議の運営等について、次のとおり質問す。

衆議院議員矢山有作君提出國防会議の運営等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

官 報 号 外

國防会議の運営等について、次のとおり質問す。	
一 國防会議発足以降、今日までの会議の開催状況はいかで、次のものを明かにされた。	
1	すべての会議の開催年月日
2	それぞれの会議の議案
3	それぞれの会議の決定事項
4	それぞれの会議における秘密決定の件数
5	國防会議決定のうち、更に閣議決定を行わなかったものの件名、内容及び決定年月日
6	陸、海、空自衛隊のいずれかの幕僚長が出席したすべての会議の開催年月日及びその所属自衛隊名
7	國防会議発足以降、今日までの國防会議議題の開催年月日及びそれぞれの議題を明らかにされた。
8	國防会議発足以降、今日までの國防会議幹事会の、すべての開催年月日及びそれぞれの議題を明らかにされた。
9	國防会議又は國防会議事務局は、いかで設置したところのある専門家会議、下部機構、研究機関等はいかで、次のものを明らかにされた。
10	それぞれの名稱及び任務
11	それぞれの構成メンバー
12	それぞれの設置及び解散の年月日
13	右質問する。
14	内閣審議1〇四第一五号
15	昭和六十一年四月一日十一日
16	衆議院議員 坂田 道太殿
17	内閣総理大臣 中曾根康弘
18	解散年月日 昭和四十八年八月十日
19	右答弁する。

別表1

國防会議開催状況				
回数	開催年月日	事項	開議手続	
1	昭31. 12. 8	議事運営規則について	國防会議 決定	
2	昭32. 1.19	32年度防衛力整備方針について	國防会議 決定	
3	昭32. 5. 2	國防の基本方針及び防衛計画の大綱について	國防会議 審議	
4	昭32. 5. 20	國防の基本方針及び防衛計画の大綱について	國防会議 決定	
5	昭32. 6. 6	防衛力整備目標について	國防会議 審議	
6	昭32. 6. 14	防衛力整備目標について	國防会議 決定	閣議了
7	昭32. 9. 10	P 2 V 対潜哨戒機の整備について	國防会議 決定	閣議了
8	昭33. 4. 12	次期戦闘機の整備について	國防会議 決定	閣議報
9	昭34. 6. 15	次期戦闘機の整備について	國防会議 決定	閣議報
10	昭34. 11. 6	次期戦闘機の整備について	國防会議 決定	閣議了
11	昭36. 1. 13	次期防衛力整備計画及び陸上自衛隊の改編について	國防会議 決定	閣議報
12	昭36. 7. 18	第二次防衛力整備計画について	國防会議 決定	閣議決
13	昭40. 1. 21	F 104 J の生産追加について	國防会議 決定	閣議報
14	昭41. 11. 29	第三次防衛力整備計画の大綱について	國防会議 決定	閣議決
15	昭42. 3. 13	第三次防衛力整備計画の主要項目及び第一次防衛力整備計画の所要経費について	國防会議 決定	閣議決
16	昭44. 1. 10	新戦闘機の整備について	國防会議 決定	閣議了

17	昭47. 2. 7	第四次防衛力整備五年計画の取扱いについて(第四次防衛力整備五年計画の大綱)	国防会議 決定	昭47. 2. 8 定	開議決
18	昭47. 2. 25	昭和47年度防衛関係予算中の主要項目の取扱い及び防衛関係予算中の主要項目の取扱いについて	国防会議 決定	昭47. 2. 25	開議口頭了解
19	昭47. 4. 17	自衛隊の沖縄配備について	国防会議 決定	昭47. 4. 18 告	開議報
20	昭47. 10. 9	「第四次防衛力整備五年計画の主要項目」および「第四次防衛力整備五年計画の主要項目の構成」についての情勢判断および防衛の構想について文民統制強化のための措置について	国防会議 決定	昭47. 10. 9 定	開議決
21	昭48. 1. 15	昭和48年度防衛関係予算案のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 決定		
22	昭48. 1. 25	第71回国会提出防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案中の国防会議付議事項について	国防会議 決定		
23	昭48. 12. 28	昭和49年度防衛関係予算案中の国防会議への付議事項について	国防会議 決定		
24	昭49. 11. 26	昭和49年度防衛関係予算に係る「重要事項」の取扱いについて	国防会議 決定		
25	昭50. 1. 10	昭和50年度防衛関係予算案中の国防会議付議事項について	国防会議 決定		
26	昭50. 12. 30	第四次防衛力整備五年計画の主要項目の取扱いについて昭和51年度防衛関係予算案中の国防会議付議事項について	国防会議 決定	昭50. 12. 31 開議決	
27	昭51. 7. 13	日米安全保障協議委員会第16回会合について並びに防衛計画の大綱について	国防会議 審議		
28	昭51. 8. 10	防衛計画の大綱について	国防会議 審議		
29	昭51. 8. 20	防衛計画の大綱について	国防会議 審議		

30	昭51. 10. 13	防衛計画の大綱について	国防会議		
31	昭51. 10. 20	防衛計画の大綱について	国防会議		
32	昭51. 10. 27	防衛計画の大綱について	国防会議		
33	昭51. 10. 29	防衛計画の大綱について	国防会議 決定	昭51. 10. 29 定	開議決
34	昭51. 11. 5	防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて当面の防衛力整備について	国防会議 決定	昭51. 11. 5 定	開議決
35	昭51. 12. 21	要撃制闘機の整備について	国防会議 審議		
36	昭52. 1. 7	昭和52年度における防衛力整備内容のうち主要な事項について	国防会議 決定	昭51. 11. 5 定	開議決
37	昭52. 1. 19	昭和52年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 決定		
38	昭52. 8. 26	昭和53年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 決定		
39	昭52. 12. 12	昭和53年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議		
40	昭52. 12. 23	昭和53年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議		
41	昭52. 12. 28	次期対潜哨戒機の整備について	国防会議 決定	昭52. 12. 29 解	開議了
42	昭52. 12. 29	新戦闘機の整備について	国防会議 決定	昭52. 12. 29 解	開議了
43	昭53. 11. 28	日米安全保障協議委員会第17回国会合について(日米防衛協力のための指針について)	国防会議 審議	昭53. 11. 28 説明	開議で説明
44	昭53. 12. 22	昭和54年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議		
45	昭54. 1. 11	昭和54年度における防衛力整備内容のうち主要な事項について	国防会議 決定		

昭和六十一年四月三十日 案稿送付稿識印一十五叶 異議未審議した欄印の欄印

46	昭54. 9. 14	昭和55年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議	
47	昭54. 12. 29	昭和55年度における防衛力整備内容のうち主要な事項について	国防会議 決定	
48	昭55. 12. 2	昭和56年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議	
49	昭55. 12. 29	昭和56年度における防衛力整備内容のうち主要な事項について	国防会議 決定	
50	昭56. 4. 28	防衛庁における「56中業」の作成に際して その基本的考え方について	国防会議 了承	昭56. 5. 1 開議で 説明
51	昭56. 12. 4	昭和57年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議	
52	昭56. 12. 28	昭和57年度における防衛力整備内容のうち主要な事項について	国防会議 決定	
53	昭57. 7. 23	防衛庁における昭和58年度から昭和62年 度までの対策とする中期業務見通し(56 中業)について	国防会議 了承	開議で 説明
54	昭57. 9. 13	P—3 Cの取得数の変更について	国防会議 決定	昭57. 7. 23 開議了 解
55	昭57. 12. 30	昭和58年度防衛関係予算概算要求のうち 主要な事項について	国防会議 決定	
56	昭58. 9. 21	昭和59年度防衛関係予算概算要求のうち 国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議	
57	昭59. 1. 25	昭和59年度における防衛力整備内容のうち 主要な事項について	国防会議 決定	
58	昭59. 5. 8	防衛庁における「59中業」の作成に際して 基本的考え方について	国防会議 了承	昭59. 5. 8 開議で 説明
59	昭59. 9. 14	昭和60年度防衛関係予算概算要求のうち 国防会議に付議すべき事項について	国防会議 審議	
60	昭59. 12. 28	新地対空誘導弾ペトリオットについて	国防会議 審議	
61	昭60. 12. 20	昭和60年度における防衛力整備内容のうち 主要な事項について	国防会議 決定	

別表2 国防会議議員懇談会開催状況				
回数	開催年月日	議	題	
1	昭和32年5月23日	防衛力整備計画について検討		
2	昭和32年6月4日	同		
3	昭和32年6月11日	同		
4	昭和32年7月30日	最近の軍事諸情勢に関する検討		

(六) 諸 事 件

5	昭和32年 8月27日	同	昭和39年8月25日	米国の世界戦略の動向とわが国防上の諸問題について検討
6	昭和32年 9月10日	P.2.V対潜哨戒機について検討	昭和39年12月 3日	最近の世界軍事情勢について検討
7	昭和32年10月 3日	最近の軍事情勢に関する検討	昭和40年 4月 7日	国際政治軍事情勢について検討
8	昭和32年10月11日	同	昭和40年 5月26日	各国における科学技術研究開発の概況について検討
9	昭和32年12月24日	同	昭和40年 9月 2日	わが国防衛の現況について検討
10	昭和33年 1月 25日	同	昭和41年 9月16日	現在の国際国内政治諸情勢下における防衛力整備のあり方について検討
11	昭和33年10月 4日	同	昭和41年11月 1日	同
12	昭和34年 4月 8日	次期戦闘機の整備に関する検討	昭和41年11月29日	第3次防衛力整備計画の大綱について検討
13	昭和34年 4月13日	同	昭和44年11月 7日	沖縄返還に伴う防衛上の措置について
14	昭和34年 5月12日	同	昭和45年 7月24日	国防の基本方針等について
15	昭和34年 6月12日	同	昭和47年 2月 5日	第4次防衛力整備5か年計画について
16	昭和34年 6月13日	同	昭和47年 2月 7日	同
17	昭和34年11月 6日	同	昭和47年 6月30日	第4次防衛力整備5か年計画と文民統制等について及び文民統制のあり方について
18	昭和34年12月11日	同	昭和47年 8月25日	第4次防衛力整備5か年計画について
19	昭和35年 1月13日	次期防衛力整備計画及び昭和36年度防衛力整備の取扱いについて検討	昭和47年9月14日	第4次防衛力整備5か年計画について
20	昭和36年 2月23日	両陣営の世界戦略とわが国の防衛のあり方及び問題点について検討	昭和47年10月 6日	同
21	昭和36年 3月23日	自衛隊の現況と問題点について検討	昭和47年10月 9日	同
22	昭和36年 4月12日	西独との防衛費の比較について検討	昭和48年 1月12日	昭和48年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項について
23	昭和36年 5月 2日	ミサイルについて防衛庁側の説明聴取	昭和48年1月25日	昭和49年度防衛関係予算要求に係る事項のうち国防会議への付議事項について
24	昭和36年 5月31日	第2次防衛力整備計画について検討	昭和48年12月22日	昭和49年度防衛関係予算要求に係る事項のうち国防会議への付議事項について
25	昭和36年 6月27日	同	昭和49年12月28日	昭和50年度防衛関係予算要求に係る事項のうち国防会議への付議事項について
26	昭和36年 7月 6日	同	昭和50年 7月15日	わが国周辺の軍事情勢について
27	昭和36年 7月11日	同	昭和50年 7月15日	第45回国会における日米防衛協力に関する論議について
28	昭和36年 7月14日	第2次防衛力整備計画の細目について検討	昭和50年 7月15日	わが国周辺の軍事情勢について
29	昭和36年 9月 6日	朝鮮及び南ベトナムの軍事情勢の報告	昭和50年 7月15日	第46回国会における日米防衛協力に関する論議について
30	昭和36年11月 7日	最近における米国の戦略構想の動向	昭和50年 7月15日	わが国周辺の軍事情勢について
31	昭和37年 3月15日	米ソの核実験と軍縮問題について検討(東西側の諸問題について)	昭和50年 7月15日	第46回国会における日米防衛協力に関する論議について
32	昭和37年 9月 4日	キューバ事件以後の国際政治、軍事情勢についての検討	昭和50年 9月 5日	わが国周辺の軍事情勢について
33	昭和38年 1月17日	昭和38年 8月13日	シェレジンジャー・米国国防長官と坂田防衛庁長官との会談について	昭和51年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項等について
34	昭和38年 8月13日	同	昭和50年 9月 5日	昭和51年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項等について
35	昭和38年12月25日	同	昭和50年 9月 5日	昭和51年度防衛関係予算要求のうち国防会議に付議すべき事項等について

59	昭和60年11月13日	昭和62年度以後の防衛力整備計画について	18	昭和33年2月10日	同
60	昭和61年5月28日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	19	昭和33年4月3日	同
61	昭和52年2月10日	国際情勢について	20	昭和33年4月10日	同
62	昭和53年6月10日	アジアの軍事情勢について	21	昭和33年10月13日	同
63	昭和52年7月22日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	22	昭和33年12月15日	同
64	昭和53年7月27日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	23	昭和34年11月6日	同
65	昭和54年7月20日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	24	昭和35年1月12日	第2次防衛力整備計画及び昭和36年度の防衛力整備について
66	昭和55年8月5日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	25	昭和36年3月14日	ケネディの新政策とわが国の國防のあり方
67	昭和56年8月14日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	26	昭和36年5月8日	「ナイキ・ホーク・バッジ」等の説明
68	昭和57年9月13日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	27	昭和36年5月25日	第2次防衛力整備計画について
69	昭和58年8月26日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	28	昭和37年5月30日	同
70	昭和59年9月14日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	29	昭和37年8月17日	米・ソの核実験の内容と比較について
71	昭和60年8月7日	防衛に関する諸問題について(「日本の防衛」(案)の説明)	30	昭和38年9月19日	第2次防衛力整備計画の実施状況並びにそれに關する諸問題について
別表3					
1	昭和32年3月25日	国防会議幹事会開催状況	31	昭和38年12月17日	F104の追加生産に関する防衛庁案の説明
2	昭和32年4月1日	長期計画作成上の問題点について	32	昭和38年12月24日	F104の継続生産について
3	昭和32年4月12日	P2V対潜哨戒機について	33	昭和39年1月22日	現下のわが国の防空構想について
4	昭和32年4月27日	軍事情勢・防衛上の問題点について	34	昭和39年2月14日	同
5	昭和32年4月30日	防衛力整備計画について	35	昭和39年3月24日	わが国の防空構想について
6	昭和32年5月6日	「国防の基本方針案」について	36	昭和39年5月8日	わが国の防空構想について
7	昭和32年5月9日	同	37	昭和39年5月18日	国防の諸問題について
8	昭和32年5月13日	同	38	昭和39年5月26日	同
9	昭和32年5月18日	同	39	昭和39年6月29日	防衛に関する検討事項の打合せ
10	昭和32年6月1日	防衛力整備目標について	40	昭和39年7月8日	防衛問題の検討
11	昭和32年6月3日	同	41	昭和39年8月20日	米国の世界戦略とわが国防力整備上の諸問題
12	昭和32年6月10日	同	42	昭和39年11月30日	スウェーデンの国防について
13	昭和32年6月11日	同	43	昭和40年2月12日	装備の研究開発と国産について
14	昭和32年6月12日	同	44	昭和40年3月31日	各国における科学技術研究開発の概況
15	昭和32年9月9日	P2V対潜哨戒機の整備について	45	昭和40年8月16日	最近の国際情勢について
16	昭和32年12月23日	次期戦闘機の整備について	46	昭和40年8月30日	わが国防衛の現況について
17	昭和33年1月23日	同	47	昭和41年6月28日	第3次防衛力整備計画について
48	昭和41年6月30日	同			

(外)
軍事
加

19

49	昭和41年11月4日	同
50	昭和41年11月21日	同
51	昭和42年3月13日	同
52	昭和44年1月9日	新戦闘機の整備について
53	昭和44年2月7日	第4次防衛力整備5か年計画について
54	昭和47年4月6日	自衛隊の沖縄配備について
55	昭和47年4月14日	第4次防衛力整備5か年計画について
56	昭和47年9月7日	昭和51年1月6日
57	昭和47年9月11日	昭和52年度防衛関係予算要求に係る主要な事項の取扱い等について
58	昭和47年9月13日	昭和52年1月6日
59	昭和47年10月7日	昭和52年8月25日
60	昭和47年10月9日	昭和53年12月12日
61	昭和48年1月11日	昭和53年12月21日
62	昭和48年8月6日	昭和54年9月13日
63	昭和48年12月21日	昭和55年12月1日
64	昭和49年11月25日	昭和56年12月1日
65	昭和49年12月26日	昭和56年4月27日
66	昭和50年9月4日	昭和56年12月3日
67	昭和50年11月10日	昭和57年7月22日
68	昭和50年12月25日	昭和57年9月9日
69	昭和51年7月12日	昭和58年9月19日
70	昭和51年8月9日	昭和59年5月7日
71	昭和51年10月9日	昭和59年9月13日
72	昭和51年10月18日	昭和60年9月17日
73	昭和51年10月25日	
74	昭和51年10月28日	
75	昭和51年11月4日	
76	昭和51年12月20日	
77	昭和52年1月6日	
78	昭和52年8月25日	
79	昭和52年12月12日	
80	昭和53年12月21日	
81	昭和54年9月13日	
82	昭和55年12月1日	
83	昭和56年4月27日	
84	昭和56年12月3日	
85	昭和57年7月22日	
86	昭和57年9月9日	
87	昭和58年9月19日	
88	昭和59年5月7日	
89	昭和59年9月13日	
90	昭和60年9月17日	

資することを目的とする。

2 生物系特定産業技術研究推進機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業

機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する府省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業
二 飲食料品製造業及びたばこ製造業
三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その切と認められる業種として政令で定めるもの（法人格）
第三条 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「機構」という。）は、法人とする。
(数)
第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額並びに附則第二条第四項の規定により機構に出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府及び政府以外の者は、機構の設立に際して、又は第二項の認可があつた場合において、

一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務のそれそれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 機構は、出資者に対して、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第七条 出資者は、その持分を譲り渡すことができる。ただし、第二十九条第二項に規定する業務に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原本に記載した後でなければ、これをもつて機構その他の第三者に対する抗することができない。

(名称)

第八条 機構は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いなければならない。
第十三条 農林水産大臣及び大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による登記の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

2 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

3 事業の運営が健全に行われ、生物系特定産業技術に関する試験研究の促進及び農業機械化の促進に寄与することが確実であると認められる。

4 農林水産大臣は、前項の規定による認可があつたときは、選挙なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

5 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時ににおいて、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

6 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、農

林水産省令、大蔵省令で定める。
(設立の認可等)

第七条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を農林水産大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
第十三条 農林水産大臣及び大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による登記の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、農

林水産省令、大蔵省令で定める。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、選挙なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

(第三章 管理)

(定款記載事項)

第十六条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第十七条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事三人以内及び監事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を

総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第十二条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

し、整理し、及び提供すること。

七 生物系特定産業技術に関する調査すること。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項に掲げる目的を達成するために必要な業務を行うこと。

二 機構は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行う。

三 機構は、第一項第九号に掲げる業務を行おうとするため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行なう。

四 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(業務方法書)

第三十条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(区分経理)

第三十一条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十九条第一項に規定する業務(以下「民間研究促進業務」という。)

二 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(財務諸表)

第三十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

二 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十五条 機構は、第三十三条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(第五章 財務及び会計)

第三十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(民間研究促進業務に係る勘定については、当該勘定に係る残余の額に改めて定めた率を乗じて得た額以上の額)は、積立金として整理しなければならない。

一 第二十九条第一項に規定する業務(以下「民間研究促進業務」という。)

二 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

八 前各号に掲げるもののほか、機構の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(主務省令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、機構は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督)

第六章 監督

第二十一条 機構は、主務大臣が監督する。

(報告及び検査)

第二十二条 機構は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する監督上必要な命令を下すことができる。

(余裕金の運用)

(信託)

第二十三条 機構は、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

(預金)

二 資金運用部への預託

(信託)

三 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

八 前各号に掲げるもののほか、機構は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、機構は、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(監督)

第六章 監督

第二十一条 機構は、主務大臣が監督する。

(報告及び検査)

第二十二条 機構は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する監督上必要な命令を下すことができる。

(余裕金の運用)

(信託)

第二十三条 機構は、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

三 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

て、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、主務大臣の認可を受けて、その残余の額を民間研究促進業務に係る出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

八 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

三 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(監督)

第四十二条 機構は、主務大臣が監督する。

(報告及び検査)

第二十三条 機構は、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

三 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機

四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

し、整理し、及び提供すること。

七 生物系特定産業技術に関する調査すること。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項に掲げる目的を達成するために必要な業務を行うこと。

二 機構は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行おうとするため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行なう。

三 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

四 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

五 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行なう。

六 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

七 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

八 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

九 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十一 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十二 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十三 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十四 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十五 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十六 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十七 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十八 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

十九 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十一 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十二 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十三 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十四 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十五 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十六 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十七 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十八 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

二十九 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十一 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

三十二 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(主務省令への委任)

三十三 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(監督)

三十四 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(報告及び検査)

三十五 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(信託)

三十六 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(主務省令への委任)

三十七 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(監督)

三十八 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(報告及び検査)

三十九 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(信託)

四十 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(主務省令への委任)

四十一 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(監督)

四十二 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(報告及び検査)

四十三 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(信託)

四十四 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(主務省令への委任)

四十五 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(監督)

四十六 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(報告及び検査)

四十七 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(信託)

四十八 機構は、第一条第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(主

2 出資者原簿には、民間研究促進業務に係る出資及び農業機械化促進業務に係る出資」として、各出資者について次の事項を記載しなければならない。	3 第四十二条の規定により主務省令を定めようとするとき。
1 氏名又は名称及び住所	2 農林水産大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。
2 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日	1 第三十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。
3 出資額	2 第三十九条の規定により農林水産省令を定めようとするとき。
4 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。	3 第三十九条の規定による認可をしようとするとき。
第五十四条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、民間研究促進業務に係る勘定に属する額に相当する額を民間研究促進業務に係る各出資者に対し、農業機械化促進業務に係る勘定に属する額に相当する額を農業機械化促進業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。	4 第四十一条の規定による承認をしようとするとき。
5 前項の規定により農業機械化促進業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。	5 第四十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。
6 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。(協議)	6 農業機械化促進業務に関する事項について、主務大臣は、第三十条第一項の規定による認可(民間研究促進業務に係る部分に限る。)又は
第七十条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。	7 この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項に関し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。
一 第五条第二項、第二十九条第三項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十六条第二項又は第三十七条の規定による認可(民間研究促進業務に係る事業計画の部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。	8 第二章 罰則
二 第三十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。	9 第四十八条 第二十七条の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
三 第三十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。	10 第四十九条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
四 第三十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。	11 第五十条 次の各号の一に該当する場合は、その違反行為をした機構の役員又は職員は、十万
第五十五条 第四十二条の規定により主務省令を定めた場合には、その承継したときは、その承継の際における決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。	12 第一条 この法律は、公布の日から施行する。(研究所の解散等)
第五十六条 第四十二条の規定により主務省令を定めた場合には、その承継したときは、その承継の際における決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。	13 第二条 農業機械化研究所(以下「研究所」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。
第五十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	14 第三条 研究所の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事項(次号に掲げるものを除く。)については、農林水産大臣	15 第四条 研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。
二 民間研究促進業務に係る資本金の増加、定	16 第五条 第二項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における研究所に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ機構の設立に際し政府及び當該政府以外の者から機構に農業機

い義務については、前条の規定によりなお効力を有する旧促進法の失効後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る前条の規定によりなお効力を有する旧促進法の失効後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 生物系特定産業技術研究推進機構を監督すること。

第十八条中「第四条第一号」の下に「第五号の五(酒類製造業に係る場合に限る。)」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第四百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「及び国際協力事業団」を「国際協力事業団及び生物系特定産業技術研究推進機構」に改める。

第十二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 生物系特定産業技術研究推進機構に関すること。(第四条第六十号に掲げるものを除く。)

理由

今後の生物系産業技術の急速な進展の可能性にかんがみ、農林漁業、飲食料品製造業等の生物系特定産業に関する技術であつて生物に密接に関連する試験研究が必要なもののが高度化を推進す

るため、民間において行われる当該技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行い、併せて農業機械化促進法の定めるところにより農業機械化研究所が行つてた農機具の改良に関する試験研究等の業務を行う法人として、生物系特定産業技術研究推進機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

生物系特定産業技術研究推進機構法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、民間におけるバイオテクノロジー等を中心とした生物系特定産業技術の研究を推進するため、農業機械化研究所を改組し、生物系特定産業技術研究推進機構(以下「機構」といふ)を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的
機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進するための業務を行うことにより、同技術の高度化を推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資するとともに、農業機械化の促進に資するため、農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的とする。

2 設立及び資本金等
機構は、生物系特定産業技術についての学識経験者が発起人となり、農林水産大臣及び大蔵大臣の認可を受けて設立される特別認可法人とし、機構の資本金は、政府及び政府以外の者が出資する金額並びに農業機械化研究

所から承継する出資金の合計額とする。

業務

機構は、生物系特定産業技術に関する民間研究促進業務及び農業機械化促進業務を行うこととする。

(1) 民間研究促進業務

(1) 民間が行う試験研究に必要な資金の出資及び融資

(2) 国の試験研究機関と民間とが行う共同研究のあつせん

(3) 国による遺伝資源の提供についての民間研究者に対するあつせん

(4) 海外からの研究者の招へい、受託研究、情報提供、調査等

(5) 農業機械化促進業務

(6) 農業機械化促進法に基づく、農機具の改良に関する試験研究、農機具の型式検査及び鑑定等

4 その他
機構の役員、評議員会、財務及び会計、主務大臣、監督、罰則等について規定するほか、農業機械化研究所の解散、その権利義務の承継、経過措置等について所要の規定の整備等を行う。

5 施行期日
この法律は、公布の日から施行することと

決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

生物系特定産業技術研究推進機構の基本財産及び初年度分事業資金として、昭和六十一年度

産業投資特別会計予算に同機構への出融資三八億円が計上されている。

右報告する。

昭和六十一年四月二十一日

農林水産委員長 大石 千八
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

生物系特定産業技術研究推進機構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、生物系特定産業技術に関する試験研究等の適正な推進を図るとともに、生物系特定産業技術研究推進機構の円滑な運営に資するため、左記事項について遺憾なきを期すべきである。

一 農林漁業技術をはじめ生物系特定産業技術に関する試験研究を積極的に推進するため、国等の公的試験研究機関による基礎的研究の一層の充実を図るとともに、本機構の事業運営に必要な資金及び人材の確保に努めること。

二 バイオテクノロジー先端技術に関する試験研究を推進するに当たっては、生物災害発生の危険性等について十分配慮し、適正な試験研究が行われるよう指導、監督に万全を期すこと。

また、その実用化に当たっては、安全性の確保等について事前評価するための体制の早急な

整備に努めること。

三 機構の運営に当たつては、少數の企業による利用に偏ることのないよう業務執行に適正、公平を期すること。特に、民間研究促進業務の出資事業については、技術研究テーマの選定、技術研究成果の評価等に関し、幅広い見地から審査する専門的審査体制を整備し、公正かつ適切な判断に基づき有効に資金配分が行われるよう努めること。

四 機構の対象とする技術研究が、企業の私的な利潤追求のためにのみ行われることのないよう、農林水産政策等との整合性に留意しつゝ、その成果が、広く農林漁業等の振興に活用されるよう配慮すること。

五 機構の人事については、その設立の趣旨、業務の性格等に即し、内部人材の登用を含め、適材適所による適正な人員配置を行うこと。

六 農業機械化研究所の機構への移行に当たつては、同研究所の果たしている役割的重要性にかんがみ、従来の機能がそこなわれることのないよう、組織、業務運営等の面に十分配慮すること。

と。

また、同研究所の職員については、機構への継続雇用により、その身分を保障するとともに、給与等の勤務条件について不利益を生ずることのないよう措置すること。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

昭和六十一年四月四日

参議院議長 木村 隆男

衆議院議長 坂田 道太殿

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

昭和四十八年法律第百十七号

の一部を改正する法律

（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

を

「第三章 特定化學物質に関する規制（第六条 第二十二条）」を

「第一節 指定化學物質に

第二節 第二種特定化學物質に

第三節 第二種特定化學物質に

第四節 第二種特定化學物質に

第五節 第二種特定化學物質に

第六節 第二種特定化學物質に

第七節 第二種特定化學物質に

第八節 第二種特定化學物質に

第九節 第二種特定化學物質に

第十節 第二種特定化學物質に

第十一節 第二種特定化學物質に

第十二節 第二種特定化學物質に

第十三節 第二種特定化學物質に

第十四節 第二種特定化學物質に

第十五節 第二種特定化學物質に

第十六節 第二種特定化學物質に

第十七節 第二種特定化學物質に

第十八節 第二種特定化學物質に

第十九節 第二種特定化學物質に

第二十節 第二種特定化學物質に

第二十一節 第二種特定化學物質に

第二十二節 第二種特定化學物質に

第二十三節 第二種特定化學物質に

第二十四節 第二種特定化學物質に

第二十五節 第二種特定化學物質に

第二十六節 第二種特定化學物質に

第二十七節 第二種特定化學物質に

第二十八節 第二種特定化學物質に

第二十九節 第二種特定化學物質に

第三十節 第二種特定化學物質に

第三十一節 第二種特定化學物質に

第三十二節 第二種特定化學物質に

第三十三節 第二種特定化學物質に

第三十四節 第二種特定化學物質に

第三十五節 第二種特定化學物質に

第三十六節 第二種特定化學物質に

第三十七節 第二種特定化學物質に

第三十八節 第二種特定化學物質に

第三十九節 第二種特定化學物質に

第四十節 第二種特定化學物質に

第四十一節 第二種特定化學物質に

第四十二節 第二種特定化學物質に

第四十三節 第二種特定化學物質に

第四十四節 第二種特定化學物質に

第四十五節 第二種特定化學物質に

第四十六節 第二種特定化學物質に

第四十七節 第二種特定化學物質に

第四十八節 第二種特定化學物質に

第四十九節 第二種特定化學物質に

第五十節 第二種特定化學物質に

第五十一節 第二種特定化學物質に

第五十二節 第二種特定化學物質に

第五十三節 第二種特定化學物質に

第五十四節 第二種特定化學物質に

第五十五節 第二種特定化學物質に

第五十六節 第二種特定化學物質に

第五十七節 第二種特定化學物質に

第五十八節 第二種特定化學物質に

第五十九節 第二種特定化學物質に

第六十節 第二種特定化學物質に

第六十一節 第二種特定化學物質に

第六十二節 第二種特定化學物質に

第六十三節 第二種特定化學物質に

第六十四節 第二種特定化學物質に

第六十五節 第二種特定化學物質に

第六十六節 第二種特定化學物質に

第六十七節 第二種特定化學物質に

第六十八節 第二種特定化學物質に

第六十九節 第二種特定化學物質に

第七十節 第二種特定化學物質に

第七十一節 第二種特定化學物質に

第七十二節 第二種特定化學物質に

第七十三節 第二種特定化學物質に

第七十四節 第二種特定化學物質に

第七十五節 第二種特定化學物質に

第七十六節 第二種特定化學物質に

第七十七節 第二種特定化學物質に

第七十八節 第二種特定化學物質に

第七十九節 第二種特定化學物質に

第八十節 第二種特定化學物質に

第八十一節 第二種特定化學物質に

第八十二節 第二種特定化學物質に

第八十三節 第二種特定化學物質に

第八十四節 第二種特定化學物質に

第八十五節 第二種特定化學物質に

第八十六節 第二種特定化學物質に

第八十七節 第二種特定化學物質に

第八十八節 第二種特定化學物質に

第八十九節 第二種特定化學物質に

第九十節 第二種特定化學物質に

第九十一節 第二種特定化學物質に

第九十二節 第二種特定化學物質に

第九十三節 第二種特定化學物質に

第九十四節 第二種特定化學物質に

第九十五節 第二種特定化學物質に

第九十六節 第二種特定化學物質に

第九十七節 第二種特定化學物質に

第九十八節 第二種特定化學物質に

第九十九節 第二種特定化學物質に

第一百節 第二種特定化學物質に

第一百一節 第二種特定化學物質に

第一百二節 第二種特定化學物質に

第一百三節 第二種特定化學物質に

第一百四節 第二種特定化學物質に

第一百五節 第二種特定化學物質に

第一百六節 第二種特定化學物質に

第一百七節 第二種特定化學物質に

第一百八節 第二種特定化學物質に

第一百九節 第二種特定化學物質に

第一百十節 第二種特定化學物質に

第一百十一節 第二種特定化學物質に

第一百十二節 第二種特定化學物質に

第一百十三節 第二種特定化學物質に

第一百十四節 第二種特定化學物質に

第一百十五節 第二種特定化學物質に

第一百十六節 第二種特定化學物質に

第一百十七節 第二種特定化學物質に

第一百十八節 第二種特定化學物質に

第一百十九節 第二種特定化學物質に

第一百二十節 第二種特定化學物質に

第一百二十一節 第二種特定化學物質に

第一百二十二節 第二種特定化學物質に

第一百二十三節 第二種特定化學物質に

第一百二十四節 第二種特定化學物質に

第一百二十五節 第二種特定化學物質に

第一百二十六節 第二種特定化學物質に

第一百二十七節 第二種特定化學物質に

第一百二十八節 第二種特定化學物質に

第一百二十九節 第二種特定化學物質に

第一百三十節 第二種特定化學物質に

第一百三十一節 第二種特定化學物質に

第一百三十二節 第二種特定化學物質に

第一百三十三節 第二種特定化學物質に

第一百三十四節 第二種特定化學物質に

第一百三十五節 第二種特定化學物質に

第一百三十六節 第二種特定化學物質に

第一百三十七節 第二種特定化學物質に

第一百三十八節 第二種特定化學物質に

第一百三十九節 第二種特定化學物質に

第一百四十節 第二種特定化學物質に

第一百四十一節 第二種特定化學物質に

第一百四十二節 第二種特定化學物質に

第一百四十三節 第二種特定化學物質に

第一百四十四節 第二種特定化學物質に

第一百四十五節 第二種特定化學物質に

第一百四十六節 第二種特定化學物質に

第一百四十七節 第二種特定化學物質に

第一百四十八節 第二種特定化學物質に

第一百四十九節 第二種特定化學物質に

第一百五十節 第二種特定化學物質に

第一百五十一節 第二種特定化學物質に

第一百五十二節 第二種特定化學物質に

第一百五十三節 第二種特定化學物質に

第一百五十四節 第二種特定化學物質に

第一百五十五節 第二種特定化學物質に

第一百五十六節 第二種特定化學物質に

第一百五十七節 第二種特定化學物質に

第一百五十八節 第二種特定化學物質に

第一百五十九節 第二種特定化學物質に

第一百六十節 第二種特定化學物質に

第一百六十一節 第二種特定化學物質に

第一百六十二節 第二種特定化學物質に

第一百六十三節 第二種特定化學物質に

第一百六十四節 第二種特定化學物質に

第一百六十五節 第二種特定化學物質に

第一百六十六節 第二種特定化學物質に

第一百六十七節 第二種特定化學物質に

第一百六十八節 第二種特定化學物質に

第一百六十九節 第二種特定化學物質に

第一百七十節 第二種特定化學物質に

第一百七十一節 第二種特定化學物質に

第一百七十二節 第二種特定化學物質に

第一百七十三節 第二種特定化學物質に

第一百七十四節 第二種特定化學物質に

第一百七十五節 第二種特定化學物質に

第一百七十六節 第二種特定化學物質に

第一百七十七節 第二種特定化學物質に

第一百七十八節 第二種特定化學物質に

第一百七十九節 第二種特定化學物質に

第一百八十節 第二種特定化學物質に

第一百八十一節 第二種特定化學物質に

第一百八十二節 第二種特定化學物質に

第一百八十三節 第二種特定化學物質に

第一百八十四節 第二種特定化學物質に

第一百八十五節 第二種特定化學物質に

第一百八十六節 第二種特定化學物質に

第一百八十七節 第二種特定化學物質に

第一百八十八節 第二種特定化學物質に

第一百八十九節 第二種特定化學物質に

第一百九十節 第二種特定化學物質に

第一百九十一節 第二種特定化學物質に

第一百九十二節 第二種特定化學物質に

第一百九十三節 第二種特定化學物質に

第一百九十四節 第二種特定化學物質に

第一百九十五節 第二種特定化學物質に

第一百九十六節 第二種特定化學物質に

第一百九十七節 第二種特定化學物質に

第一百九十八節 第二種特定化學物質に

第一百九十九節 第二種特定化學物質に

第二百節 第二種特定化學物質に

第二百一節 第二種特定化學物質に

第二百二節 第二種特定化學物質に

第二百三節 第二種特定化學物質に

第二百四節 第二種特定化學物質に

第二百五節 第二種特定化學物質に

第二百六節 第二種特定化學物質に

第二百七節 第二種特定化學物質に

第二百八節 第二種特定化學物質に

第二百九節 第二種特定化學物質に

第二百十節 第二種特定化學物質に

め必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の制限又は使用方法の改善に関する必要な勧告をすることができる。

第二十三条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第三十条 主務大臣は、指定化学物質又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該指定化学物質又は第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として当該指定化学物質又は第二種特定化学物質を使用する者その他の業として当該指定化学物質又は第二種特定化学物質を取り扱う者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の二章を加える。

第四章 第二種特定化学物質に関する規定

第一節 指定化学物質に関する措置

(製造数量等の届出)

第二十三条 指定化学物質を製造し、又は輸入した者は、通商産業省令で定めるところにより、指定化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数

量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため指定化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。
2 通商産業大臣は、指定化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸

入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の指定化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が通商産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(有害性の調査)

第二十四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、一の指定化学物質につき、第二条第五項の試験成績その他当該指定化学物質に関して得られている知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該指定化学物質が同条第三項各号の一に該当するものであるとすれば、当該指定化

学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該指定化学物質について同項各号の一に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該指定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて通商産業省令で定めるものを含む。）

に対し、總理府令、厚生省令、通商産業省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る指定化学物質があつたときは、その報告に係る指定化学物質が第二条第三項各号の一に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指示に

係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

4 第四条第七項の規定は、第二項の規定による判定について準用する。

(指定化学物質の指定の取消し)

第二十五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定化学物質が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、逕轍なく、その旨を公表しなければならない。

1 第二種特定化学物質に指定されたとき。
2 前条第一項の報告その他により得られた知識に基づき、第二条第三項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（前項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を超えて製造し、又は輸入してはならぬ。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第二十八条の規定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためには、当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事態が生じたときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の認定があつたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（第二項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を変更すべきことを命ずることができる。この場合においては、第二項の規定を適用する。

6 第一項の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種特定化学

き、又は第二種特定化学物質使用製品を輸入するときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（前項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を超えて製造し、又は輸入してはならぬ。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第二十八条の規定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためには、当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事態が生じたときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の認定があつたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、

その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（第二項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を変更すべきことを命ずることができる。この場合においては、第二項の規定を適用する。

6 第一項の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種特定化学

物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

7 第十三条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 主務大臣は、第一種特定化学物質」として、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質を使用する者その他の業として第二種特定化学物質を取り扱う者(以下この節において「取扱事業者」といいう。)がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためとするべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、当該第二種特定化学物質に係る取扱事業者に對し、その技術上の指針を勧告して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためとするべき措置について必要な勧告をすることができる。

(表示等)

第二十八条 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質又は特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関する表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 取扱事業者は、第二種特定化学物質又は前項

の政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものを譲渡し、又は提供するときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところに依り、同項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の規定に違反する取扱事業者があるときは、当該取扱事業者に対し、第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。

附則第四条を次のように改める。

第四条 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した既存化学物質名簿に記載されている化学物質(この法律の施行後新たに製造又は輸入が行われることとなつた化学物質で第三条第一項第二号から第四号までに掲げる化学物質以外のものを含む。)のうち、厚生大臣及び通商産業大臣が環境庁長官の意見を聽いて特に第四条第五項に規定する試験を行う必要があると認めるものにつき、当該試験を行つた場合(当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合を含む。)には、第二条第五項の規定の適用については、当該試験の試験成績(当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合における当該知見を含む。)は、第四条第五項の試験の試験成績とみなす。

1 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した既存化学物質名簿に記載されている化学物質(この法律の施行後新たに製造又は輸入が行われることとなつた化学物質で第三条第一項第二号から第四号までに掲げる化学物質以外のものを含む。)のうち、厚生大臣及び通商産業大臣が環境庁長官の意見を聽いて特に第四条第五項に規定する試験を行う必要があると認めるものにつき、当該試験を行つた場合(当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合を含む。)には、第二条第五項の規定の適用については、当該試験の試験成績(当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合における当該知見を含む。)は、第四条第五項の試験の試験成績とみなす。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 議案の要旨及び目的

本案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(一) 「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、新たに「第二種特定化学物質」の定義を定めることとし、蓄積性はないが、難分解性で、かつ、慢性毒性の性状を有し、相当広範な地域において相当程度残留しているか、又はその状況に至ることが見込まれることにより、人の健康に被害を生ずるおそれのある化学物質で政令で定めるものをいう。

(二) 新たに「指定化学物質」の定義を定めることとし、蓄積性はないが、難分解性で、かつ、慢性毒性の疑いのある性状を有し、厚生大臣及び通商産業大臣が指定するものをいう。

2 事前審査

厚生大臣及び通商産業大臣は、製造又は輸入前に届け出られた新規化学物質が指定化学物質等に該当するか否か等の判定を行い、指定化学物質と判定したときは、遅滞なく指定されない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて表示しなければならないものとし、この告示に従わない者に対しても、告示に従うべきことを勧告することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えて表示しなければならないものとし、この告示に従わない者に対しても、告示に従うべきことを勧告することができる。

7 その他

主務大臣の取扱事業者に対する製造等の制限の勧告、指導助言、環境庁長官の主務大臣等に対する要請等について定める。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

議案の可決理由

本案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実が求められている現状に鑑み、蓄積性はないが、難分解性及び有害性があり、環境汚染を通じて人の健康に被害を生ずるおそれがある化物質を規制するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和六十一年四月二十一日

商工委員長 野田 毅
衆議院議長 坂田 道太殿

道路交通法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十一年三月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

道路交通法の一部を改正する法律
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十一条」を「第五十一条の二」と、

「第一百十四条の五」を「第一百十四条の七」に改める。

第四十七条の付記中「第一百十九条の二第一項第二号」を「第一百十九条の二第一項第四号」に改める。

第四十九条を次のように改める。

(時間制限駐車区間)

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区间であることが道路標識等により指定されている道路の区间(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当該時間制限駐車区間ににおける駐車の適正を確保するため、ペーキング・メータ(総理府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。)を設置し、及び管理するものとする。

2. 公安委員会は、時間制限駐車区間にについて、道路の構造その他道路又は交通の状況から判断してペーキング・メータを設置することが適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、ペーキング・チケット(総理府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他総理府令で定める事項を表示するもの)をう。以下同じ。)を発給するための設備で総理府令で定める機能を有するもの(以下「ペーキング・チケット発給設備」という。)を設置し、及び管理することができる。

3. 前二項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間ににおいて駐車したときは、車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間に於ける駐車する車両の整理その他の時間制限駐車区間に於ける駐車する車両の適正を確保するため

に必要な措置を講じなければならない。

4. 車両の運転者は、時間制限駐車区間に於ける駐車したときは、政令で定めるところにより、前条第一項のペーキング・メーターを作動させ、又は同条第二項のペーキング・チケット発給設備によりペーキング・チケットの発給を直ちに受け、これを当該車両が駐車している間(当該ペーキング・チケットの発給を

ターアンド第二項のペーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を総理府令で定める者に委託することができる。

第四十九条の次に次の三条を加える。

(時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等)

第四十九条の二 時間制限駐車区間ににおける車両(乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動車又はトロリーバスの駐車を除く。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、次項から第四項までに定めるところによる。

2. 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、当該駐車につき前条第一項のペーキング・メーターが車両を感知した時又は同条第二項のペーキング・チケット発給設備によりペーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続いだ駐車してはならない。

3. 車両は、時間制限駐車区間ににおいては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4. 車両の運転者は、時間制限駐車区間に於ける駐車したときは、政令で定めるところにより、前条第一項のペーキング・メーターを作動させ、又は同条第二項のペーキング・チケット発給設備によりペーキング・チケットの発給を直ちに受け、これを当該車両が駐車している間(当該ペーキング・チケットの発給を

受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過するまでの間に限る。)、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5. 警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間ににおける車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間に駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前三項の規定は適用しない。この場合において、車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

(罰則 第二項、第三項及び第五項後段については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第四項については第百十九条の二第一項第一号、同条第三号、同条第二項)

(時間制限駐車区間に於ける停車の特例)
第四十九条の三 車両は、前条第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間に於ける停車の特例

四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

(時間制限駐車区間に於ける停車の特例)
第四十九条の四 時間制限駐車区間に駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第一条第一号に規定する路上駐車場(以下この条及び第一百十条の

二において「路上駐車場」という。が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第五条第四項に規定する路上駐車場管理者によりペーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該ペーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備を第四十九条第一項のペーキング・チケット又は同条第二項のペーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の二の規定を適用する。

3 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、ペーキング・メーターやバーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の二の規定は適用しない。

第五十一条第一項中「又は第四十九条第一項」を「若しくは第四十九条の二第二項、第三項若しくは第五項後段」に改め、「認められるとき」の下に「又は車両が第四十九条第二項のペーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて駐車している場合において当該車両に当該ペーキング・チケット発給設備により発給を受けたペーキング・チケットが掲示されていないとき（第四十九条の二第四項の規定に違反していると認められる場合に限る。）を、「（以下この条）の下に「及び次条」を加え、「又は当該車両」を「若しくは当該車両」に改め、「移動すべきこと」の下に「又は当該車両を当該時間制限駐車区間に当該車両が

同条第十七項中「第五項後段及び第六項から第十八項」に、「第五項後段の」を「第八項後段及び第九項から第十八項」に、「第八項後段の」を「第八項後段」に、「第六項中「又は使用者」とあるのは「占有者」を「第九項中「所有者等に対し」とあるのは「所有者、占有者」に改め、「権原を有する者」の下に「(以下この条において「所有者等」という。)に対し」を加え、「第七項」を「第十項」に、「第十項」を「第十三項」に、「第十四項中「運転者等又は所有者等」とあるのは「所有者等」と「読み替える」に改め、同項を同条第二十項として、「第九項」に、「第九項」に、「読み替える」を、「第十一項」に、「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第六項後段」を「第九項後段」に、「第五項後段」を「第八項後段」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「負担金」を「負担金等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「までに負担金」の下に「並びに同項後段の延滞金及び手数料(以下この条において「負担金等」という。)」を加え、「國税滞納処分の例により、負担金」を「地方税の滞納処分の例により、負担金等」に、「おける負担金」を「おける負担金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同項を同条第十五項とする。
この場合において、警察署長は、負担金について年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

第五十一条第十一項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第三項、第五項又は第六項」を「第六項第一項」とし、同条第七項中「第五項後段」を「第八項後段」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)」を「所有者等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第三項」を「第六項」とし、同条第三項中「第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいないときは」を「運転者等がいない」として、「超えない」を「超えない」に改め、同項を同条第四項中「超えない」を「超えない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいないときは」を「運転者等がいない」とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいないために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは、警察官等は、当該車両の所有者又は使用者(以下この条及び次条において「所有者等」という。)に対して、直ちに当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁じられている場所から移動すべき旨又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべき旨を告知する総理府令で定めたときは速やかに当該警察官等又は当該車両が駐車している場所を管轄する警察署長にその事實を申告すべき旨を告知する事実を申告すべき旨及びこれらの措置を執ったときは速やかに当該車両の見やすい箇所に取り付ける標章を当該車両の見やすい箇所に取り付ける

は、当該警察署長にその採つた措置について報
ることができる。この場合において、警察官等
告しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定め
る者は、前項の規定により車両に取り付けられ
た標章を取り除かなければならない。

一 前項の警察官等又は警察署長が当該車両の
所有者等から同項の規定による告知に係る措
置を執つた旨の申告を受けた場合においてそ
の事実を確認したとき。 当該警察官等又は
警察署長

二 警察官等が当該車両につき第六項の規定に
よる措置を採り、又は同項の規定による移動
を行つたとき。 当該警察官等

三 警察署長が当該車両につき第八項の規定に
よる移動を行つたとき。 当該警察署長

5 何人も、第三項の規定により車両に取り付け
られた標章を破損し、又は汚損してはならず、
また、前項の規定による場合を除き、これを取
り除いてはならない。

第五十一条の付記中「第一百十九条第一項第三号」
を「第一百十九条第一項第三号 第五項については
第二百二十二条第一項第九号」に改める。

第三章第九節中第五十一条の次に次の一条を加
える。

(指定車両移動保管機関)

第五十一条の一 警察署長は、前条第八項(同条
第二十項において準用する場合を含む。)の規定
による車両(積載物を含む。以下この条におい
て同じ。)の移動及び保管に係る事務(警察署長
が前条第八項の規定により移動すべきものとし
て指示した車両の移動及び保管に係るものに限

る。以下「車両移動保管事務」という。の全部又一部を、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるとの認められるものとして公安委員会ができる。らかじめ指定する者(以下「指定車両移動保管機関」という。)に行わせることができる。

公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関に対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

公安委員会は、指定車両移動保管機関が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

指定車両移動保管機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、車両移動保管事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

車両移動保管事務に従事する指定車両移動保管機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つたときは、当該車両の運転者等又は所有者は、実費を勘案して都道府県公安委員会規則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期限までにその定める場所において納付しなければならない。

指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は所有者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならぬ。

い。この場合において、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条において「負担金等」という。）を納付しないときは、指定車両移動保管機関は、警察署長に対し、その徴収を申請することができる。

警察署長は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたときは、地方税の滞納処分の例により負担金等を徴収するものとする。この場合においては、指定車両移動保管機関は、警察署長の徴収した金額の百分の四に相当する金額を当該警察署の属する都道府県に納付しなければならない。

11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する前条第十項及び第十一項（同条第二十項において準用する場合を含む。）の規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、政令で定めるところにより、警察署長の承認を受けなければならない。

12 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る处分については、公安委員会に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

13 前各項に定めるもののほか、指定車両移動保管機関及びその行う車両移動保管事務に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
(罰則) 第四項については第百十七条の三第三項(二号)

第七十五条の八第二項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「こえない」を「超えない」と、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第百十九条の二第一項第四号」に改める。

第八十二条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、警察署長は、負担金につき年十四・五ペーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

第八十二条第八項中「までに負担金」の下に「並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条に

おいて「負担金等」という。」を加え、「国税滞納処分の例により、負担金等に」「おける負担金」を「おける負担金等」に改め、同条第九項中「負担金」を「負担金等」に改める。

第九十条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第九十三条第二項中「若しくは免許」を「又は免許に」「変更し」、第九十条第三項若しくは第一百三十二条第二項若しくは第四項の規定により免許の効力を停止（第九十条第五項及び第一百三条第七項の規定による通知に係る停止を除く。）し、又は第九十条第七項若しくは第一百三条第九項の規定により免許の効力の停止の期間を短縮したときは」を「変更したときは」に改め、「又は当該処分」を削る。

第九十八条第二項第二号ハ中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

第一百三条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第一百三条の二第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第一百六条中「第九項」を「第八項」に改める。

第一百七条の五第二項中「第一百三条第九項」を「第一百三条第八項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第一百三条第九項」を「第一百三条第八項」に改め、同条第九項中「同条第五項中「記載」とあるのは「總理府令で定めるところにより記載」と

同条第六項中「同条第五項中」に、「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第一百七条の六中「第百三十三条第九項」を「第百三十三条第八項」に改める。

第百十条の二第三項中「第三十四条第五項」の下に、「第四十九条第一項」を加え、同条第六項中「車両の駐車の時間を制限しようとするときは」を「時間制限駐車区間として指定しようとするときは」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同

条第七項中「第四十九条第一項のパークリング・メーターを設置しようとするときは」を「第四条第一項の規定に基づき第四十九条第一項の道路標識等により時間制限駐車区間を指定しようとするときは」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

第百十三条规定第二項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、「作動させようとする者」の下に「又は同条第二項のパークリング・チケット発給設備によりパークリング・チケットの発給を受けようとする者」を、「手数料」の下に「(同条第三項に規定する措置に係るもの)を含む。」を加える。

第一百三十三条の二中「(昭和三十七年法律第百六十号)」を削る。

第七章中第百四十四条の五の次に次の二条を加える。

(都道府県道路使用適正化センター)

第一百四十四条の六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、

立された民法第三十四条の法人であつて、次項

に規定する事業を適正かつ確実に行なうことができる。

都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらに附帯するものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県道路使用適正化センター(以下「都道府県センター」という。)と

して指定することができる。

都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

二 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

三 道路における車両の駐車及び道路の使用についての啓発活動を行うこと。

四 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に関し、道路又は交通の状況について調査すること。

五 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること(前号の許可に係るもの)を除く)。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関する改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定

を取り消すことができる。

都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらに附帯するものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県道路使用適正化センター(以下「都道府県センター」という。)と

して指定することができる。

都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

二 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する調査研究を行なうこと。

三 道路における車両の駐車及び交通の規制並

業務」という。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

調査業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 第一項の指定の手続その他の都道府県センターに附帯する事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則 第五項については第百一十七条の三第三項(全国道路使用適正化センター))

第一百四十四条の七 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、

次項に規定する事業を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申出によ

り、全国に一を限つて、全国道路使用適正化セ

ンター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行なうものとする。

一 道路における車両の駐車及び交通の規制並

びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者その他都道

府県センターの業務を行う者に対する研修を

行うこと。

第一百一十七条の三中「五万円」を「十万円」に改める。

3 第五十二条の二(指定車両移動保管機関)第

四項又は第一百四十四条の六(都道府県道路使用

適正化センター)第五項の規定に違反した者

第一百八十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

4 公安委員会は、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め

め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め立された民法第三十四条の法人であつて、次項

二 道路における適正な車両の駐車及び道路の

使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

三 道路における車両の駐車及び交通の規制並

びに道路の使用に関する調査研究を行なうこと。

四 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。

五 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

6 第一百五十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

7 第一百六十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

8 第一百七十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

9 第一百一十七条の二中「五万円」を「十万円」に改める。

10 第一百五十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

11 第一百一十七条の二中「五万円」を「十万円」に改める。

12 第一百一十七条の二中「五万円」を「十万円」に改める。

13 第五百一十二条の二(指定期間移動保管機関)第

四項又は第一百四十四条の六(都道府県道路使用

適正化センター)第五項の規定に違反した者

第一百八十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

14 公安委員会は、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改め立された民法第三十四条の法人であつて、次項

二 道路における適正な車両の駐車及び道路の

使用についての二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

三 道路における車両の駐車及び交通の規制並

びに道路の使用に関する調査研究を行なうこと。

改め、同項第一号中「第四十九条(駐車時間の制限等)第一項若しくは第三項」を「第四十九条の二(時間制限駐車区間ににおける駐車の方法等)第二項、第三項若しくは第五項後段」に改め、「行為をした者」の下に「(同条第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。)」を加え、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第四十九条第二項のペーキング・チケットを發給設備を設置する時間制限駐車区間ににおいて、車両を駐車した時から第四十九条の二第ニ項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車した者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する時までの間に当該ペーキング・チケット發給

別百二十条中「三万円」を「五万円」に改める。第一百二十二条第一項中「一万円」を「二万円」に改め、同項第九号中「第六十三条」を「第五十一条(違法駐車に対する措置)第五項、第六十三条」に改め、同項第二項中「一円」を「二円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

五千円	一万円
四千円	八千円
三千円	六千円
三千円	八千円
二千円	六千円
二千円	四千円

に改める。

附 則

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の道路交通法第五十一条第十一項(同条第十七項において準用する場合を含む。)又は第八十一条第六項(同法第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付を命ぜられた負担金の督促及びこの法律の施行前に開始された改正前の道路交通法第五十一条第十三項(同条第十七項において準用する場合を含む。)又は第八十一条第八項(同法第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による負担金の徴収手続については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為については、改正後の道路交通法第五十一条及び別表の規定にかかるわざ、なお従前の例による。

理 由

道路交通の実情にかんがみ、道路上における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び

道路交通に起因する障害の防止に資するため、新たに時間制限駐車区間にに関する制度を設けるほどの場合を含む。)又は、違法駐車車両に対する標章の取付け措置及び指定車両移動保管機関制度を導入し、駐車に関する規定を整備するとともに、道路使用適正化センターの指定に関する制度を新設し、あわせて、罰金の額及び反則金の限度額を引き上げ、並びに反則通告制度の適用範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路交通に起因する障害の防止に資するためのものであつて、その要旨は次のとおりである。

大型自動車等	一万五千円	一万円
普通自動車等	一万五千円	二万円
小型特殊自動車等	五千円	二万円
小型特殊自動車等	二万五千円	二万円

第一百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二、第十二号の四若しくは第五号若しくは第二項又は第一百十九条の二の罪に当たる行為

第一百十九条の二の罪に当たる行為

第一百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二、第十二号の四若しくは第五号又は第二項の罪に当たる行為

1 駐車に関する規定の整備

(一) 公安委員会は、時間制限駐車区間を指定して、現行のペーキング・メーターのほか、新たにペーキング・チケット発給設備を設置、管理することとし、当該区間に駐車する車両は、所定の方法によらなければならぬこととする。

(二) 現場に運転者等がいない違法駐車車両について、その所有者等に対し当該車両の移動等を行うべき旨及びその措置を講じたときは警察官等又は警察署長にその事実を申告すべき旨を告知する標章を取り付けることとし、何人もこれを破損し、又は活損してはならず、警察官等又は警察署長がその申告を受けた場合その他一定の場合を除くほかは、これを取り除いてはならないこととする。

(三) 警察署長の行う違法駐車車両の移動保管に係る事務の全部又は一部を公安委員会の指定した法人に行わせることができることとする。

(四) 駐車及び道路の使用等に関する相談、照会及び広報活動等の事業を行いうものとして、全国及び都道府県ごとに道路使用適正化センターを指定することとする。

2 刑則及び反則金の限度額に関する規定の整備

罰金の額及び反則金の限度額を、それぞれ

おおむね二倍に引き上げることとする。

3 反則通告制度の適用範囲に関する規定の整備

(一) 反則行為をした者で過去一年以内に運転免許の行政処分を受けたことがあるものを反則者とし、その範囲を拡大すること。

(二) 二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満の速度超過を反則行為とし、その範囲を拡大すること。

4 その他

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行することとするが、所要の規定を整備すればよいこととする。

二 議案の可決理由

最近の道路交通の実情にかんがみ、所要の措置を講じようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月二十二日

地方行政委員長 福島 譲一

[別紙]

衆議院議長 坂田 道太殿

五 指定法人及び職員の活動について

は移動の必要性の判断に当たり危険性、迷惑性の強いものに重点を指向すること。

五 違法駐車車両に対する標章の取付けについて

は、危険性、迷惑性の強いものに重点を置く等

適正、妥当な運用に努めること。また、運転者等による標章の除去に対する罰則については、

ある。

一 交通の指導取締りに当たつては、交通事故の防止、公共交通の健全な維持・発展をはじめとする良好な都市交通環境の保全の見地から、いやしくも取締りのための取締りを厳に慎み、広報の徹底と指導に力点を置いた交通行政の徹底を図ること。

二 都市における交通環境の改善に資するため、今後の交通行政においては、バス、軌道等の公共交通優先の行政思想の確立と徹底を図るとともに、関係業界に対する長時間運転・過積載等の改善指導の徹底、営業用車両の駐車・休憩施設の整備、専用・優先バス・レンタ等の促進等、総合的な施策を展開すること。

三 時間制限駐車区間の設定に当たつては、バス路線に対する配慮等大都市交通の現状を勘案して設置基準を設定する等慎重に対処するとともに、交差点周辺、バス・レンタ等における違法駐車の排除に努めること。

四 指定法人及び職員の活動については、独自の取締り権限を有するかのよう誤解を与えることのないよう特段の配慮を払うとともに、指定法人によるレッカーモービルについて、警察署長

九 法令の改正に当たつては、国民への周知徹底を考慮し、頻繁な改変とならないよう配慮すること。

八 反則金の限度額の引上げに伴う反則金の引上げ額の決定に当たつては、慎重な検討を加えること。

七 速度制限については、常に実情を調査し、交底を図ること。

六 駐車違反の取締りに当たつては、駐車の理由等に配慮する等、その危険性、迷惑性に応じ適正、妥当な運用を行うよう取締りの現場への徹底を図ること。

施行政前に十分周知徹底を図ること。

五 有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について所要の措置を講ずべきである。

第六十一条第一項及び第二項を次のように改める。

百十四号の一部を次のように改正する。

第十三条第三項及び第四項を次のように改める。

有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第

百十四号)の一部を改正する。

第十三条第三項及び第四項を次のように改める。

有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第

3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となるうとする者を含む。）は、放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、それが調わざり、又はその協議をすることができないときは、郵政大臣の裁定を申請することができる。

4 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

5 郵政大臣は、前項の放送事業者がそのテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信することができるテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送、その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならぬ。

官報(号外)

7 郵政大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第二十六条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 第十三条第三項の裁定をしようとするとき。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の

有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定により行われたあつせんの申請については、

なお従前の例による。

テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関し裁定をし、当事者間に協議が調つたものとみなす。

で協議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣の裁定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をし、ようとするときは、政令で定める審議会に諮問しなければならないとすること。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

テレビジョン放送等の再送信の円滑かつ適切な実施を図るため、再送信の同意に関し、当事者間で協議が調わない等の場合の措置として、郵政大臣の裁定の制度を設ける等の所要の改正を行おうとするものであつて、その内容は次のとおりである。

とおりである。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

1 テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信の同意に関し、有線テレビジョン

昭和六十一年四月二十三日

通信委員長 宮崎 茂一

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項により、当事者間に協議が調つたものとみなすものとすること。

2 再送信の同意をすべき旨の裁定が当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところ

により、当事者間に協議が調つたものとみなすものとすること。

3 郵政大臣は、再送信の同意に関し裁定をし、

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項により、当事者間に協議が調つたものとみなすものとすること。

二 第二十条の規定により指定を取り消され、
その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ 第一号に該当する者

ロ 第十五条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

ハ 第一号に該当する者

四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、
その業務を行つことによつて登録事務が不公平になるおそれがないものである」と。

五 その指定をすることによつて登録事務の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(登録の実施義務等)

第七条 文化庁長官は、第五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 文部省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がプログラム登録を実施し、その数が文部省令で定める数以上であること。

二 登録事務を的確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人であつて、

その役員又は職員の構成が登録事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第六条 指定登録機関は、プログラム登録をすべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、プログラム登録を行わなければならぬ。

2 指定登録機関は、プログラム登録を行つときは、前条第一号に規定する者(以下「登録実施者」という。)に実施させなければならない。

(実名の登録の報告義務)

第九条 指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行つた場合には、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第二項に規定する告示のために必要な事項を報告しなければならない。

第十条 指定登録機関は、登録事務を行つた事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しよ

うとする日の二週間前までに、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一條 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(役員等の選任及び解任)

第十二条 指定登録機関の役員は、登録事務規程が登録事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務規程を変更すべきことを命ずることができるもの。

第十三条 指定登録機関は、文化庁長官の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第十四条 指定登録機関の役員又は解任は、文化庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十五条 文化庁長官は、指定登録機関の役員又は登録実施者が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員又は登録実施者を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十六条 指定登録機関の役員若しくは職員又はを受けた日の属する事業年度にあつてはその指定を受けた後遅滞なく、その他の事業年度についてではその開始前に、その事業年度の事業計画

及び収支予算を作成し、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文化庁長官に提出しなければならない。

3 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文化庁長官に提出しなければならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(適合命令等)

第十七条 文化庁長官は、指定登録機関が第七条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定登録機関に対し、これら規定に適合するため必要な措置をとるべき」と命ずることができる。
2 文化庁長官は、前項に定めるもののほか、「文化庁長官は、前項に規定する立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない」と命ずることができる。
3 第二十一條 文化庁長官は、第十五条又は前条の規定による処分をする場合においては、当該处分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならぬければならない。
(指定の取消し等)

第十八条 指定登録機関は、帳簿を備え、登録事務に關し文部省令で定める事項を記載しなければならない。
第二十条 文化庁長官は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
2 文部省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(報告及び立入検査)
第十九条 文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業

四 第十一条第一項、第十五条又は第十七条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により指定を受けたとき。
(聴聞)
第二十二条 文化庁長官は、第十五条又は前条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならぬければならない。
2 文部省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。
三 第十一条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。
四 第二十一条の規定により指定を取り消し、又は一部を自ら行うものとする。

は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第二十二条第一項の規定により文化庁長官が登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つて登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(手数料)

第二十五条 指定登録機関がプログラム登録を行う場合において、その登録の申請をしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

第二十六条 指定登録機関が登録事務(第四条に規定する公示を除く。)を行う場合には、第二条第三項若しくは前条又は著作権法第七十八条第四項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第二十七条 第二条第三項若しくは第二十五条又是著作権法第七十八条第四項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の收入とする。

第二十八条 この章に規定するもののほか、指定

登録機関の行う登録事務に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第二十九条 第十六条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。

二 第十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附 則

(施行期日)

(創作年月日登録についての経過措置)

3 改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日前六月以内に創作されたプログラムの著作物に係る著作権法第七十六条の二第一項の登録については、その施行の日から三月を経過する日までの間は、同項ただし書の規定は、適用しない。

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条まで、第十一条、第十三条第一項、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条(第三号を除く)、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十九条、第三十一条第三号及び次項の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 第二十九条の規定による登録事務を行なう前の前日までの間は、登録事務を行なうことができないものとする。

3 著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）
する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、第一百一回国会において成立した著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年六月十四日法律第六十二号)により、「プログラムの著作物に係る登録について」は、この節の規定によ

る改め、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）
する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、第一百一回国会において成立した著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年六月十四日法律第六十二号)により、「プログラムの著作物に係る登録について」は、この節の規定によ

るほか、別に法律で定めるところによる。」と定められたことを受けて、プログラムの著作物の

特性等に応じ、その登録の手続及び登録機関等

について著作権法の特例措置を講じようとする

もので、その主な内容は、次のとおりである。

1 プログラムの著作物に係る著作権登録原簿

の全部又は一部を磁気テープをもつて調製す

ることができることとする。

2 プログラムの著作物に關し登録を申請しよ

うとする者に、プログラムの著作物の複製物

の提出を義務づけること。

3 プログラムの著作物に關し、第一発行（公

表）年月日又は創作年月日の登録をした場合

は、その概要等を公示するものとする。

4 プログラムの著作物の登録事務を円滑に実

施するため、文化庁長官は、指定登録機関

に、その事務の全部又は一部を行わせること

ができることとする。

5 指定の基準、登録の実施義務、秘密保持義

務、指定登録機関の役員又は職員に関する制

則等、指定登録機関における適正な登録事務

の実施の確保に関し規定すること。

6 この法律は、昭和六十二年四月一日から施

行すること。ただし、指定登録機関の指定に

係る規定については、昭和六十一年十月一日

から施行すること。

二 議案の可決理由

プログラム著作物の特性等にかんがみ、その登

録手続及び登録機関等について著作権法上の特例

措置を講ずることは、適切な措置であると認め、

本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月二十三日

文教委員長 青木 正久

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

プログラムの著作物に係る登録の特例に關

する法律案に対する附帯決議

政府は、文化の發展に寄与する著作権保護の重

要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努め

ることとも、次の事項について、適切な措置を講

ずべきである。

一 プログラムの登録については、その登録事務

が円滑に行われるよう適切に対処すること。

二 複写複製問題については、文献複写に関する

規定の集中的処理体制の確立に努めるととも

に、出版者を保護するため出版物の版面の利用

に関する出版者の権利の創設について検討を進

めること。

三 著作隣接権保護の徹底を図るため、現在行つ

ている「実演家、レコード製作及び放送事業

者の保護に関する条約」への加入についての検

討を急ぎ、適切に対応すること。

四 私的録音・録画問題については、国際的動向

にかんがみ、録音・録画の機器・機材に対する

賦課金制度の導入など抜本的解決のための制度

的対応について検討を進めること。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題につい

ては、今後における技術の発達普及に十分対応

できるよう配慮しつゝ、検討を進めること。

六 プログラムの権利保護の在り方については、

国際的調和に留意しつゝ、今後とも中長期的観

点から検討を行うこと。

七 ビデオディスクの発達等により録音・録画さ

れた実演の利用が多様化している等の実態を勘

察して、実演家の権利の適切な保護等について

検討すること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和六十一年三月十四日

第二条第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を

電子計算機を用いて検索することができるよ

うに体系的に構成したものをいう。

第二条第一項第十五号中「又は放送」を「放送

又は有線放送」に改め、同項第十七号中「有線放

送」を「有線送信」に、「行なう」を「行う」に改め、

同条第七項中「有線放送」を「有線送信」に改め、同

条第九項中「第一項第八号」の下に「第九号の二」

を加える。

第四条第一項及び第二項中「有線放送」を「有線

送信」に改め、同条第四項中「若しくは第二項」を

「第二項若しくは前項」に改め、同項を同条第五

項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第十二条の二第一項に規定する著作物は、第

二十三条规定する権利を有する者又は

その許諾を得た者によつて、公衆からの求めに

応じ有線送信の方法で公衆に提示される状態に

は体系的な構成によって創作性を有するもの

は、著作物として保護する。

第七条に次の二号を加える。

四 第九条の二各号に掲げる有線放送において

送信される実演（実演家の承諾を得て送信前

に録音され、又は録画されているものを除く。）

第一章第二節中第九条の次に次の二項を加え

る。

第一項第二節中第九条の次に次の二項を加え

る。

（保護を受ける有線放送）

第九条の二 有線放送は、次の各号のいずれかに

該当するものに限り、この法律による保護を受

ける。

一 日本国民である有線放送事業者の有線放送

（放送を受信して行うものを除く。次号にお

いて同じ。）

二 国内にある有線放送設備から行われる有線

放送

第十二条第一項中「編集物」の下に「（データベー

ス）

スに該当するものを除く。以下同じ。」を加え、

同条の次に次の二項を加える。

4 第十二条の二第一項に規定する著作物は、第

二十三条规定する権利を有する者又は

その許諾を得た者によつて、公衆からの求めに

応じ有線送信の方法で公衆に提示される状態に

は体系的な構成によって創作性を有するもの

ない。

第二十三条の見出し中「有線放送権等」を「有線

放送」を「又は上映」に改め、同条中第四項を第

五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項

を「有線送信する」に改め、同条第二項中「有線放

送される」を「有線送信される」に改める。

第二十九条第一項中「又は次項」を、次項又は

第三項に改め、同条に次の二項を加える。

3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術

的手段として製作する映画の著作物（第十五条

第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著

作権のうち次に掲げる権利は、映画製作作者とし

ての当該有線放送事業者に帰属する。

一 その著作物を有線放送する権利及び有線放

送されるその著作物を受信装置を用いて公に

伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物によ

り有線放送事業者に頒布する権利

第三十四条の見出し中「放送」を「放送等」に改

め、同条第一項中「学校向けの放送番組」の下に

「又は有線放送番組」を、「放送」の下に「又は有

線放送」を、「当該放送番組用」の下に「又は有

線放送番組用」を加える。

四 前項の規定は、同項のデータベースの部分を

線放送する」を「又は上映する」に、「上映又は有

線放送」を「又は上映」に改め、同条中第四項を第

五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項

を「有線送信する」に改め、同条第二項中「有線放

送される」を「有線送信される」に改める。

2 放送される著作物は、當利を目的とせず、か

は、有線放送することができる。

第四十四条の見出し中「放送事業者」を「放送事

業者等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」

に、「放送」を「放送又は有線放送」に、「又は」を「

超えて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の二項を加える。

2 有線放送事業者は、第二十三条第一項に規定

する権利を害することなく有線放送することが

できる著作物を、自己の有線放送（放送を受信

して行うものを除く。）のために、自己の手段に

より、一時的に録音し、又は録画することがで

きる。

第四十九条第一項第二号中「第四十四条第一項」

の下に「若しくは第二項」を加え、同項第二号中

「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改

め、「放送事業者」の下に「又は有線放送事業者」を

加える。

第六十三条第四項中「放送」の下に「又は有線放送」を加える。

第六十八条第一項中「第三十八条第一項及び第

第八十九条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 有線放送事業者は、第一百条の二から第一百条の四までに規定する権利を享有する。

第九十二条の見出し中「有線放送権」を「有線送
信権」に改め、同条第一項及び第二項第一号中「有
線放送する」を「有線送信する」に改める。

第九十五条第一項中「音楽の提供を中心とする目的とする有線放送を業として行なう者」を「有線放送事業者」に、「行なつた」を「行つた」に、「当該放送を受信して再放送」を「当該放送又は有線放送を受信して放送」に改める。

第九十七条第一項中「当該放送を受信して再放送」を「当該放送又は有線放送を受信して放送」に改める。

「第四十条」を「第三十九条第二項及び第四項」に、「第四十一条」を「第四十四条(第二項を除く。)」に、「又は放送」を「放送又は有線放送」に、「準用する」を「準用し、同条第一項の規定は、著作隣接権の利用について準用する」に、「同条」を「同条第一項」に、「第一項」を「第九十二条第一項又は第九十九条第一項又は第九十三条」と、第四十四条第二項中「第二百三十二条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第一百条第九十八条」を、「第九十八条又は第一百条の二」に「第一百条の三」に改め、同条第二項中「放送」の下に「若しくは有線放送」を加え、同条第三項中「放送する」を「放送し、又は有線放送する」に改め、「の放送」の下に「又は有線放送」を加え、同条第四項中「又は放送」を加え、同項第一号中「第四十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「放送」の下に「若しくは有線放送」を加え、同項第二号中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改め、「放送事業者」の下に「又は放送事業者」を加える。

第一百一条の見出し中「又は放送」を「、放送又は

附
則

施行期日

1 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(有線放送のための映画の著作物の著作権の帰

属についての経過措置()

2 この法律の施行前に創作された改正後の著作

権法第一十九条第三項に規定する映画の著作物

の著作権の帰属については、なお従前の例によ

100

(有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権)

政治小説の發展

改正後の著作権法中有無効の事業者による改定

續修齊東野語卷之三

新編 金華縣志

放送又はその有線放送による、て送信されるもの

(同法第七条第一号から第二号までに規定する

実演に該当するものを除く。)については、適用

しない。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

七六七

5 國家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律
第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「国立がんセンター及び

び国立循環器病センター」を「及び国立高度専門医療センター」に改める。

理由

高度専門的な医療の進展に果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に關し診断及び治療、調査研究等を行う国立高度専門医療センターの設置等を機動的に行うための規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、高度専門的な医療の進展に果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に關し診断及び治療、調査研究等を行う国立高度専門医療センターの設置等を機動的に行うため、当該センターの名称及び所掌事務を政令で定めることとするとともに、関係法律の規定

の整備等を行おうとするものである。

なお、この法律は、昭和六十一年十月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、高度専門的な医療の進展に果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う経費

本案施行に伴う経費として、国立精神・神経センター(仮称)の経営費約二十五億九千七百万円が昭和六十一年度国立病院特別会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和六十一年四月二十四日

内閣委員長 志賀 節

衆議院議長 坂田 道太殿